

この測定結果は、平成13年度公共用水域水質測定計画に基づき、県内の公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視した結果を取りまとめたものです。

## 1 測定内容

### (1) 測定期間

平成13年4月 ~ 平成14年3月

### (2) 測定機関

福島県、福島市、郡山市、いわき市及び国土交通省（東北地方整備局及び北陸地方整備局）

### (3) 測定地点及び測定項目

#### ア 測定地点数

測定地点数等は、表-1のとおりです。

表-1 測定水域数及び測定地点数

水域区分	環境基準の類型指定状況	測定水域数等								
		河川数等	水域数	地点数	左記の測定機関別内訳					
					福島県	福島市	郡山市	いわき市	東北地方整備局	北陸地方整備局
河川	指定有	43(40)	60(46)	92(56)	52	1	6	15	13	5
	指定無	50(11)	50(11)	52(11)	30	5	6	10	1	0
	小計	93(51)	110(57)	144(67)	82	6	12	25	14	5
湖沼	指定有	14(2)	14(2)	28(6)	25	0	3	0	0	0
海域	指定有	13(5)	13(5)	34(8)	14	0	0	20	0	0
合計		120(58)	137(64)	206(81)	121	6	15	45	14	5

(注) 1 指定の有無は、「生活環境の保全に関する環境基準」の類型のあてはめの有無を示しています。

2 ( )内は、健康項目の測定水域数等の内数です。

イ 測定項目

表 - 2 の項目のうち、測定地点の状況等により選定して測定しました。

表 - 2 測定項目

区 分		項 目 名
健康項目		カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素
生活環境項目		p H、D O、B O D、C O D、S S、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全燐
その他の項目	トリハロメタン生成能	トリハロメタン生成能 (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム)
	要監視項目	クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、E P N、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン

2 測定結果の概要

(1) 環境基準の達成状況

ア 健康項目

カドミウム等の健康項目は、河川、湖沼及び海域の81地点のうち、1地点でほう素が環境基準を超過しました(表-3)が、その他の地点では全ての項目について環境基準を達成しました。

また、過去5年間における測定結果では、これ以外に環境基準の超過はありませんでした。

表 - 3 平成13年度 健康項目の環境基準を達成しなかった水域の測定結果

水域区分	水 域 名 等		測 定 結 果	環 境 基 準	備 考
	水域名	環境基準点名(市町村名)			
河川	小泉川(下流)	百間橋(相馬市)	ほう素 1.5mg/ℓ	1mg/ℓ以下	感潮河川

超過した地点は感潮河川であり、ほう素を含む海水の影響を受けるために高濃度で検出されました。

イ 生活環境項目

(ア) BOD又はCOD

水質汚濁の代表的指標であるBOD（河川）又はCOD（湖沼及び海域）の環境基準達成率は、河川78.3%、湖沼78.6%、海域92.3%でした。

全水域の達成率は80.5%（対前年度比+1.0%）で、ほぼ横ばいで推移しています。（表-4）

環境基準を達成しなかった水域の状況については、表-6のとおりです。

(イ) 全窒素・全燐

湖沼や海域の富栄養化の代表的指標である全窒素・全燐の環境基準達成率は、湖沼66.7%（対前年度比-33.3%）、海域50%（対前年度比+50.0%）でした。（表-5）

環境基準を達成しなかった水域の状況については、表-7のとおりです。

表-4 BOD又はCODの環境基準の達成状況（過去5年間）

水域区分	環境基準類型区分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	
		達成率(%)	達成率(%)	達成率(%)	達成率(%)	達成率(%)	達成水域数 / 指定水域数
河川	A	91.4	88.6	82.9	80.0	80.6	29 / 36
	B	88.9	88.9	77.8	83.3	73.7	14 / 19
	C	50.0	75.0	75.0	75.0	75.0	3 / 4
	D	100	100	100	100	100	1 / 1
	小計	87.9	87.9	81.0	81.0	78.3	47 / 60
湖沼	A	66.7	75.0	75.0	66.7	78.6	11 / 14
海域	A	57.1	14.3	71.4	71.4	85.7	6 / 7
	B	100	100	100	100	100	6 / 6
	小計	76.9	53.8	84.6	84.6	92.3	12 / 13
合計	83.1	80.7	80.7	79.5	80.5	70 / 87	

表-5 全窒素・全燐の環境基準の達成状況（過去5年間）

水域区分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	
	達成率(%)	達成率(%)	達成率(%)	達成率(%)	達成率(%)	達成水域数 / 指定水域数
湖沼	100	100	100	100	66.7	4 / 6
海域	0	0	50.0	0	50.0	1 / 2

表 - 6 平成13年度 BOD又はCODの環境基準を達成しなかった水域の測定結果

水域区分	水 域 名 等			測定結果 (mg/ℓ)					基準値 (mg/ℓ 以下)
	水系名	水 域 名	環境基準点名(市町村名)	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	
河川	阿賀野川	湯川(下流)	新湯川橋(会津若松市)	<u>5.4</u>	<u>3.8</u>	<u>5.1</u>	<u>6.0</u>	<u>6.1</u>	3
	阿武隈川	広瀬川(上流及び小国川)	広瀬川合流前(霊山町)	<u>2.2</u>	<u>2.8</u>	<u>2.5</u>	<u>2.8</u>	<u>3.0</u>	2
			逢瀬川(中流)	幕ノ内橋上流(郡山市)	<u>4.3</u>	<u>4.3</u>	<u>3.8</u>	<u>3.8</u>	<u>5.2</u>
		釈迦堂川(上流)	須賀川市水道取水点(須賀川市)	1.5	1.9	2.0	<u>2.7</u>	<u>2.5</u>	2
		社川	王子橋(石川町)	<u>2.1</u>	<u>2.6</u>	<u>3.6</u>	<u>3.0</u>	<u>3.9</u>	2
		今出川	猫啼橋(石川町)	(3.4)	(3.7)	(3.6)	(4.4)	<u>4.3</u>	3
		久慈川	久慈川	松岡橋(棚倉町)	1.9	1.9	<u>2.5</u>	<u>3.0</u>	<u>4.0</u>
	高地原橋(矢祭町)			1.4	<u>2.3</u>	<u>2.7</u>	<u>2.3</u>	<u>2.8</u>	2
	相双地区	小泉川(上流)	小泉橋(相馬市)	1.5	2.0	<u>2.9</u>	<u>2.5</u>	<u>3.5</u>	2
	いわき地区	大久川及び小久川	蔭磯橋(いわき市)	<u>2.6</u>	<u>2.3</u>	2.0	1.9	<u>2.1</u>	2
			好間川(下流)	夏井川合流前(いわき市)	2.8	3.0	3.0	2.1	<u>3.4</u>
		仁井田川	松葉橋(いわき市)	1.8	1.8	1.6	1.0	<u>3.1</u>	2
		鮫川(下流)	鮫川橋(いわき市)	1.9	1.7	1.5	1.3	<u>3.4</u>	3
		蛭田川	蛭田橋(いわき市)	<u>6.2</u>	<u>10</u>	<u>8.1</u>	<u>11</u>	<u>5.6</u>	5
	湖沼	阿賀野川	尾瀬沼	湖心(檜枝岐村)	<u>3.8</u>	<u>4.0</u>	<u>5.2</u>	<u>4.5</u>	<u>4.0</u>
雄国沼			湖心(北塩原村)	<u>4.8</u>	<u>5.3</u>	<u>5.1</u>	<u>4.3</u>	<u>4.7</u>	3
阿武隈川		千五沢ダム貯水池	ダムサイト(石川町)	(5.4)	(4.9)	(4.9)	(5.1)	<u>5.3</u>	3
海域	相双地区地先海域	釣師浜漁港沖約2,000m付近(新地町)	1.9	<u>2.1</u>	<u>2.4</u>	<u>2.1</u>	<u>2.1</u>	2	

- (注) 1 「河川」はBODの75%水質値、「湖沼」及び「海域」はCODの75%水質値で評価します。  
 2 水域内全ての環境基準点で環境基準達成している場合に達成水域とします。  
 3 下線付    は環境基準を達成しなかったことを示しています。  
 4 ( )内は、環境基準の類型が指定される以前の測定結果であることを示します。  
 今出川及び千五沢ダム貯水池の類型指定年月日は、平成13年3月27日です。  
 5 千五沢ダム貯水池には平成17年度までの暫定目標値、COD5.0mg/ℓが設定されています。

表 - 7 平成13年度 全窒素・全燐の環境基準を達成しなかった水域の測定結果

水域区分	水 域 名 等			測定結果(mg/ℓ)					基準値 (mg/ℓ 以下)
	水 域 名	環境基準点名(市町村名)	項目	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	
湖沼	東山ダム貯水池	東山ダムサイト(会津若松市)	全燐	(0.012)	(0.013)	(0.013)	(0.016)	<u>0.013</u>	0.01
			全窒素	(0.81)	(1.1)	(0.096)	(1.3)	<u>1.2</u>	0.4
	千五沢ダム貯水池	千五沢ダムサイト(石川町)	全燐	(0.056)	(0.054)	(0.050)	(0.054)	<u>0.079</u>	0.03
海域	松川浦	漁業権区域区1号中央付近 漁業権区域区3号中央付近(相馬市)	全窒素	0.30	0.26	0.26	<u>0.31</u>	0.27	0.3
			全燐	<u>0.031</u>	<u>0.031</u>	0.028	<u>0.043</u>	<u>0.037</u>	0.03

- (注) 1 各基準点における表層の年間平均値を、水域内全ての基準点について平均した値により評価します。  
 2 全窒素・全燐ともに環境基準を満足している場合に、達成水域とします。  
 3 下線付    は環境基準を達成しなかったことを示しています。  
 4 ( )内は、環境基準の類型が指定される以前の測定結果であることを示します。  
 東山ダムサイト貯水池及び千五沢ダム貯水池の類型指定年月日は、平成13年3月27日です。  
 5 東山ダム貯水池には平成17年度までの暫定目標値、全燐0.014mg/ℓが設定されています。  
 6 千五沢ダム貯水池には平成17年度までの暫定目標値、全窒素1.0mg/ℓ,全燐0.052mg/ℓが設定されています。

(2) トリハロメタン生成能の測定結果

トリハロメタン生成能の測定を、10河川2湖沼、14水域の14地点で行いました。

その結果、0.018～0.088 mg/ℓ の範囲で検出されました。

(3) 要監視項目の測定結果

要監視項目については、11河川の14地点で測定しましたが、指針値を超過した地点はありませんでした。

3 汚濁原因等

(1) 河川（BOD）

ア 阿賀野川水系

環境基準を達成しなかった、湯川（下流）については、近年BOD値は高い値で推移しています。

この河川は市街地を流れており、生活排水及び周辺の工場・事業場排水が主な汚濁原因であると考えられることから、引き続き、県は周辺工場・事業場への監視・指導を実施し、流域自治体では合併処理浄化槽や下水道等の設置を推進しております。

イ 阿武隈川水系

環境基準を達成しなかった、広瀬川（上流）、逢瀬川（中流）、釈迦堂川（上流）、社川及び今出川については、BOD値の改善が見られません。

これらの主な汚濁原因は生活排水によるものですが、農用地域においては、4月、5月の値が高くなっており、水田排水等の農業系負荷もその一因と考えられます。

県では、これらの河川を含む流域を「生活排水対策重点地域」に指定する等しており、関係自治体が連携して、合併処理浄化槽や下水道等の施設整備を進める等の対策を積極的に講じています。また、県では土づくりと化学肥料・農薬の使用低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入等により、環境保全型農業の推進を図っています。

ウ 那珂川水系及び久慈川水系

環境基準を達成しなかった、久慈川については、近年BOD値が増加傾向にあります。

この汚濁原因は生活排水によるものであると考えられますが、現在、流域の自治体では合併処理浄化槽及び農業集落排水処理施設の整備等により生活排水対策を積極的に実施しております。

エ 相双地区

環境基準を達成しなかった、小泉川（上流）については、BOD値が増加傾向にあります。生活排水が主な汚濁原因であると考えられます。

県では松川浦流域を「生活排水対策重点地域」に指定しており、流域の自治体では合併処理浄化槽及び下水道等の施設整備を推進しております。

## オ いわき地区

大久川、好間川（下流）、仁井田川及び鮫川（下流）については、近年BOD値は横ばいで推移し環境基準を達成してきましたが、平成13年度は、環境基準を達成しませんでした。

これは、春から夏にかけて前年度より河川流量が減少したためであると考えられますが、流域自治体では引き続き生活排水処理対策等を推進しております。

また、蛭田川については、環境基準は達成しなかったものの、平成13年度のBOD値は大幅に減少しました。

蛭田川の環境基準点における流量の約5割が工場・事業場排水によるものですが、流域の工場において、排水基準を満たしているものの、さらに施設改善に努めたことから、水質が改善したと考えられます。

## (2) 湖沼

### ア COD

環境基準を達成しなかった湖沼のうち、尾瀬沼及び雄国沼の汚濁原因は、主に自然汚濁（植物などの有機物）によるものと考えられ、COD値は横ばい傾向にあります。

なお、尾瀬沼については、環境省が平成10年度、尾瀬沼地区の排水等を群馬県片品川に放流するためのパイプラインを設置していることから、これらによる負荷は軽減できると考えられます。

千五沢ダム貯水池については、畜産系の負荷が主な汚濁原因ですが、生活排水の負荷も多いと考えられることから、県では、畜産排水の浄化対策等の指導を実施し、流域自治体においては合併処理浄化槽等の整備を推進していきます。

### イ 全窒素・全燐

東山ダム貯水池で全燐の環境基準を達成できませんでしたが、これは、自然系負荷によるものと考えられます。

なお、平成17年度までの暫定目標値については達成しました。

千五沢ダム貯水池においても環境基準が達成できませんでしたが、全窒素については、畜産系及び自然系、全燐については畜産系の負荷に由来するものと考えられます。

## (3) 海域

CODの環境基準を達成しなかった相双地先海域のCOD値は、近年横ばい傾向にあります。

全燐の環境基準を達成しなかった松川浦については、生活排水対策重点地域に指定されていることから、流域自治体では合併処理浄化槽及び下水道等の施設整備を推進していきます。

## 水のきれいな水域とよごれている水域（平成13年度）

### きれいな水域

#### 【 河 川 】

（単位：mg/ℓ）

順位	河 川 名	測定地点名	BOD75%値	市 町 村 名
1(1)	荒 川(上流部)	日ノ倉橋上流	0.5	福 島 市
2(16)	たつきがわ 田 付 川(上流部)	大橋	0.6	喜 多 方 市
(1)	松 川	阿武隈川合流前	0.6	福 島 市
(1)	荒 川(下流部)	阿武隈川合流前	0.6	福 島 市
5(1)	にっばしがわ 日 橋 川	南大橋	0.8	塩 川 町
(5)	すりがみがわ 摺 上 川	阿武隈川合流前	0.8	福 島 市

#### 【 湖 沼 】

（単位：mg/ℓ）

順位	湖 沼 名	測定地点名	COD75%値	市 町 村 名
1(1)	猪苗代湖	湖 心	0.5	猪 苗 代 町 会 津 若 松 市 郡 山 市
2(2)	毘沙門沼	湖 心	0.8	北 塩 原 村
3(5)	檜原湖	湖 心	1.8	北 塩 原 村

#### 【 海 域 】

（単位：mg/ℓ）

順位	海 域 名	測 定 地 点 名	COD75%値
1(11)	松川浦海域	漁業権区域区3号中央付近	1.3
(13)	原町市地先海域	新田川沖約5,000m付近	1.3
(15)	相双地区地先海域	請戸川沖約2,000m付近	1.3

- (注) 1 環境基準点での測定結果について、BOD(COD)75%値が小さいものから順位を付けました。  
 2 順位は環境基準点の中の順位で、順位欄の( )の数値は前年度順位を示します。

よごれている水域

【 河 川 】

( 単位 : mg / ℓ )

順位	河 川 名	測定地点名	BOD75%値	市 町 村 名
1 ( 2 )	湯 川 ( 下流部 )	新湯川橋	6 . 1	会津若松市
2 ( 1 )	<small>び ん だ が わ</small> 蛭 田 川	蛭田橋	5 . 6	いわき市
3 ( 5 )	逢 瀬 川 ( 中流部 )	幕ノ内橋上流	5 . 2	郡 山 市
4 ( 3 )	逢 瀬 川 ( 下流部 )	阿武隈川合流前	4 . 7	郡 山 市
5 ( - )	今 出 川	猫啼橋	4 . 3	石 川 町

【 湖 沼 】

( 単位 : mg / ℓ )

順位	湖 沼 名	測定地点名	COD75%値	市 町 村 名
1 ( - )	<small>せんごさわ</small> 千五沢ダム貯水池	湖 心	5 . 3	石 川 町
2 ( 2 )	雄国沼	湖 心	4 . 7	北塩原村
3 ( 1 )	尾瀬沼	湖 心	4 . 0	檜 枝 岐 村

【 海 域 】

( 単位 : mg / ℓ )

順位	海 域 名	測 定 地 点 名	COD75%値
1 ( 3 )	相双地区地先海域	釣師浜沖約2,000m付近	2 . 1
( 6 )	四倉港	埠頭先約30m付近	2 . 1
( 5 )	小名浜港	四号埠頭先	2 . 1

- ( 注 ) 1 環境基準点での測定結果について、BOD(COD)75%値が高いものから環境基準の適合・不適合に関係なく順位を付けました。  
 2 順位は環境基準点の中の順位で、順位欄の ( ) の数値は前年度順位を示します。

## 平成14年度の主要水浴場の遊泳期間中水質調査結果について

県内の主要水浴場について、遊泳期間中における水質調査の結果がまとまりましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 調査の概要

##### (1) 目的

県内の水浴場において、遊泳開始前と遊泳期間中に水質等を調査し、その結果を公表し、水浴場を利用する際の参考データを提供することを目的に実施しています。

##### (2) 調査実施団体

福島県及び水質汚濁防止法により政令市として権限を委任されている郡山市、いわき市

##### (3) 調査対象水浴場

32水浴場（昨年<sup>の</sup>年間延べ利用者数が概ね1万人以上の海水浴場及び概ね5千人以上の湖水浴場）

##### (4) 調査対象項目

ふん便性大腸菌群数、化学的酸素要求量（COD）、透明度、pH、油膜の有無、病原性大腸菌O-157

##### (5) 採水年月日

7月下旬～8月上旬

#### 2 結果の概要

今年度の水浴場の遊泳期間中の水質は、表1のとおり県内の調査対象となった全ての水浴場において、水浴に適した水質を有しておりました。また、調査した全ての水浴場において、病原性大腸菌O-157は検出されませんでした。

このうち、別紙に示した水質区分に照らして見た場合の結果は次のとおりでした。水質AA（水質が特に良好）と判定された水浴場は4水浴場（全体の13%）でした。また、水質A（水質が良好）と判定された水浴場は22水浴場（全体の68%）でした。さらに、水質B（水質が適当）と判定された水浴場は6水浴場（全体の19%）でした。

表 1 各水浴場の水質

水質の区分		水浴場数	改善対策を要する水浴場	水浴場名
適	水質 A A	4 (13%)	-	(海) 双葉(双葉町)、岩沢(榎葉町) (湖) 小石ヶ浜(会津若松市)、横沢浜(郡山市)、
	水質 A	22 (68%)	-	(海) 請戸(浪江町)、富岡(富岡町)、波立(いわき市)、四倉(いわき市)、新舞子ビーチ(いわき市) 薄磯(いわき市)、豊間(いわき市)、永崎(いわき市)、小浜(いわき市)、勿来(いわき市)、 (湖) 長浜(猪苗代町)、天神浜(猪苗代町)、志田浜(猪苗代町)、上戸浜(猪苗代町)、崎川浜(会津若松市) 中田浜(会津若松市) 浜路浜(郡山市)、館浜(郡山市)、舟津浜(郡山市) 舟津公園(郡山市)、青松ヶ浜(郡山市) 秋山浜(郡山市)、
可	水質 B	6 (19%)	-	(海) 釣師浜(新地町)、原釜・尾浜(相馬市)、右田浜(鹿島町)、北泉大磯(原町市)、村上(小高町)、熊川(大熊町)、
不適		0	0	
計		32	0	

表 2 水質調査の結果（前年度との比較）

水質の区分		平成 1 4 年度（遊泳期間中）			平成 1 4 年度（遊泳期間前）		
		水浴場数		改善対策を 要する水浴 場	水浴場数		改善対策を 要する水浴 場
		1 3 年 度			1 3 年 度		
適	水質 A A	4 ( 1 3 % )	9	-	2 1 ( 6 6 % )	2 2	-
	水質 A	2 2 ( 6 8 % )	2 2	-	1 1 ( 3 4 % )	9	-
可	水質 B	6 ( 1 9 % )	1	0	0	1	0
不 適		0	0	0	0		0
計		3 2		0	3 2		0

表 3 水質の調査結果（地区別）

地 区 名		水 質 の 区 分				計
		水質 A A	水質 A	水質 B	不 適	
海	相 双 地 区	2	2	6	0	1 0
	い わ き 地 区	0	8	0	0	8
湖	猪 苗 代 地 区	0	4	0	0	4
	会 津 若 松 地 区	1	2	0	0	3
	郡 山 地 区	1	6	0	0	7
計		4	2 2	6	0	3 2

この測定結果は、平成13年度地下水の水質測定計画に基づき、県内367地点の地下水について水質測定を実施した結果を取りまとめたものです。

## 1 測定内容

### (1) 測定期間

平成13年4月～平成14年3月

### (2) 測定機関

福島県、福島市、郡山市、いわき市及び国土交通省（北陸地方整備局）

### (3) 測定地点（表 - 1）

#### ア 概況調査

##### (ア) メッシュ調査

県内を概ね10km四方のメッシュに113区分し、概ね5年ローリングで調査を実施しており、平成13年度は28メッシュの各1地点（5市16町4村）で水質測定を行いました。

##### (イ) 有害物質使用等工場・事業場周辺調査（以下「工場等周辺調査」という。）

テトラクロロエチレンや鉛等の有害物質を使用又は製造している41の工場・事業場について、各1地点（8市10町7村）で水質測定を行いました。

#### イ 定期モニタリング調査

平成元年度以降の概況調査等により、環境基準を超過した地点等の経年的な水質の変化を見るため、115地区235地点（10市21町5村）の水質測定を行いました。

#### ウ 汚染井戸周辺地区調査

平成13年度新たに環境基準超過が判明した2地区及び過去に環境基準超過が判明した地区等3地区について、汚染範囲の調査を61地点（2市2町1村）で行いました。

#### エ その他の調査

過去に環境基準超過があった地点の調査を2地点（1市1村）で行いました。

表 - 1 測定機関別地下水の水質測定地点数

測定機関		福島県	福島市	郡山市	いわき市	国土交通省	合計
概況	メッシュ調査	22	1	2	3	0	28
調査	工場等周辺調査	27	4	5	5	0	41
定期モニタリング調査		159	48	24	3	1	235
汚染井戸周辺地区調査		56	5	0	0	0	61
その他の調査		1	1	0	0	0	2
合計		265	59	31	11	1	367

#### (4) 測定項目

測定項目は、環境基準が定められている26項目(表-2)のうち、測定地点の周辺の状況等により、選定して測定しました。

表-2 測定項目

項 目 名
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

## 2 測定結果の概要(表-4)

### (1) 概況調査

#### ア メッシュ調査

28地点のうち、環境基準を超過したのは棚倉町岡田地区の1地点で超過項目は硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素でした(超過率3.6%)。

#### イ 工場等周辺調査

41地点全てで環境基準を超過しませんでした。

### (2) 定期モニタリング調査

235地点のうち、環境基準を超過したのは58地点でした(超過率24.7%)。

環境基準超過項目は、これまでと同様テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン等が多い状況です。

### (3) 汚染井戸周辺地区調査

5地区61地点のうち、環境基準を超過したのは4地区10地点でした(超過率16.4%)。調査の概要は表-3のとおりです。

表-3 汚染井戸周辺地区調査結果

汚染判明区分	地 区 名	測定地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目
平成13年度新規	棚倉町岡田	11	1(1)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	三春町山崎	10	2(2)	四塩化炭素
上記以外	福島市笹木野	5	0	-
	原町市大町	14	2(0)	テトラクロロエチレン
	白沢村糠沢	21	5(1)	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン等
合 計	5地区	61	10(4)	-

( )内は平成13年度新たに環境基準超過が判明した地点の内数です。

(4) その他の調査

2地点とも、環境基準を超過しませんでした。

表 - 4 平成13年度調査における環境基準超過状況

調 査	環境基準超過項目	基準超過 / 測定 地点数 / 地点数	超過範囲 (mg/ℓ)	環境基準 (mg/ℓ以下)
概況 メッシュ調査 工場等周辺調査	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1/28	11.7	10
	-	0/41	-	-
	計(実数)	1/69	-	-
定期モニタリング調査	1,1-ジクロロエチレン	1/137	0.068	0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	11/139	0.041~0.58	0.04
	トリクロロエチレン	16/216	0.032~0.60	0.03
	テトラクロロエチレン	34/216	0.011~7.7	0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2/10	12.2~13.3	10
	計(実数)	58/235	-	-
汚染井戸周辺地区調査	四塩化炭素	2/10	0.0082~1.8	0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	1/50	0.38	0.04
	1,1,2-トリクロロエタン	1/50	0.0095	0.006
	トリクロロエチレン	1/50	0.15	0.03
	テトラクロロエチレン	7/50	0.012~3.7	0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1/11	14.6	10
	計(実数)	10/61	-	-
その他の調査	-	0/2	-	-
合計(実数)		69/367	-	-

3 調査結果に基づく行政対応

(1) 井戸所有者への飲用指導等

平成13年度新たに環境基準超過が判明した5地点(メッシュ調査1地点、汚染井戸周辺地区調査4地点)の井戸は飲用として使用されていたことから、井戸所有者に対して調査結果を通知するとともに、地元市町村と連携して、水道への転換、煮沸飲用等について指導しました。

(2) 新たな汚染地区の浄化対策等

平成13年度新たに環境基準超過が判明した2地区のうち、三春町山崎地区(超過項目：四塩化炭素)については、周辺の四塩化炭素使用工場に対して、汚染原因調査及び浄化対策の実施について指導しました。

また、棚倉町岡田地区(超過項目：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)については、周囲に工場等はないことから、定期モニタリング調査により汚染の状況を監視することとします。

(3) 工場・事業場への指導

汚染地区等の周辺に立地するテトラクロロエチレン等の使用工場・事業場に対しては、テトラクロロエチレン等の日常の取扱いに細心の注意を払うこと、排水処理施設の管理を徹底すること、排水路の管理及び廃棄物の取扱い等に万全を期すこと、などを引き続き指導しました。

この調査結果は、農薬による水質汚濁防止の推進を図るため、県内のゴルフ場排水の農薬調査を実施した結果を取りまとめたものです。

## 1 調査概要

### (1) 調査期間

平成13年9月～平成14年2月

### (2) 調査機関

福島県

### (3) 調査対象ゴルフ場

県内の営業ゴルフ場44カ所(郡山市及びいわき市を除く。)のうち11ゴルフ場。

### (4) 調査項目及び調査結果

「福島県生活環境の保全等に関する条例」により、排水基準が定められている35農薬について測定し、その結果は次のとおりでした。

農薬名	許容限度 (mg/l)	検体 数 a	検出 検体 数 b	検出 率 b/a	農薬名	許容限度 (mg/l)	検体 数 a	検出 検体 数 b	検出 率 b/a
殺虫剤(8種)					フルラニル	2	11	0	0
アセフェート	0.8	11	0	0	ベンシクロン	0.4	11	0	0
イソキサチオン	0.08	11	0	0	メラキシル	0.5	11	0	0
イソフェホス	0.01	11	0	0	メプロニル	1	11	0	0
クロルピリホス	0.04	11	0	0	除草剤(14種)				
ダイズノ	0.05	11	0	0	アシュラム	2	11	0	0
トリクロホン	0.3	11	0	0	ジチピル	0.08	11	0	0
ピリダフェンチオン	0.02	11	0	0	シジン	0.03	11	0	0
フェントロチオン	0.03	11	0	0	テルブカルブ	0.2	11	0	0
殺菌剤(13種)					トリクロピル	0.06	11	0	0
イソプロチオン	0.4	11	0	0	ナプロミト	0.3	11	0	0
イプロジオン	3	11	0	0	ピリピチカルブ	0.2	11	0	0
エトリジアル	0.04	11	0	0	ブタミホス	0.04	11	0	0
オキシ銅	0.4	11	0	0	プロピザミト	0.08	11	0	0
キャプタン	3	11	0	0	ペンシリト	1	11	0	0
クロタロニル	0.4	11	0	0	ペンデイメタリン	0.5	11	0	0
クロネブ	0.5	11	0	0	ペンフルリン	0.8	11	0	0
チウラム	0.06	11	0	0	メコプロップ	0.05	11	0	0
トルクロホスメチル	0.8	11	0	0	メチルダムン	0.3	11	0	0

許容限度の値は、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針値」(平成2年5月24日付け環境庁水質保全局長通知)の暫定指導指針値と同一の値です。

## 2 調査結果の概要

(1) 今回調査した全てのゴルフ場で、条例の排水基準値を超えた農薬はありませんでした。

(2) また、12年度では殺虫剤で2種類、殺菌剤で5種類、除草剤で4種類の農薬がそれぞれ定量下限値を超えて検出されましたが、平成13年度の調査結果では定量下限値を超えて検出されたものはありませんでした。

定量下限値 = ある試験方法で定量しうる最下限の濃度又は量をいいます。

(3) ゴルフ場事業者には、排水の自主測定の実施とその報告を求めるとともに、今後とも農薬の適正使用について指導していくことにしています。

## 平成13年度ダイオキシン類実態調査結果の概要について

### 1 調査の目的

県内におけるダイオキシン類の環境中の状況や排出状況を把握することを目的として調査を実施しました。

### 2 調査機関

調査は、福島県、福島市、郡山市及びいわき市が行い、とりまとめは福島県が行いました。

### 3 調査内容

調査の内容は次の表のとおりです。

表 平成13年度ダイオキシン類実態調査の概要（検体数）

区 分	調査項目	調査頻度	福島県	福島市	郡山市	いわき市	計
(1)環境モニタリング調査	一般環境大気	4回/年	20	-	4	8	32
	発生源周辺環境大気	1回/年	15	-	-	3	18
	公共用水域	1～4回/年	94	7	12	18	131
	地下水	1回/年	46	-	2	3	51
	一般環境土壌	1回/年	179	-	8	9	196
	発生源周辺土壌	1回/年	162	-	3	4	169
	指標生物	1回/年	8	-	-	-	8
	処分場周辺調査	1回/年	4	-	-	-	4
(2)排出状況調査	煙道排ガス	1回/年	10	-	-	2	12
	発生源放流水	1回/年	9	-	-	1	10
(3)最終処分場及び周辺環境調査	一般廃棄物最終処分場 周縁地下水	1回/年	3	-	-	-	3
	一般廃棄物最終処分場 放流水	1回/年	1	-	-	1	2
	産業廃棄物最終処分場 放流水	1回/年	4	-	-	4	8
合 計		-	555	7	29	53	644

### 4 調査結果の概要

#### (1) 環境モニタリング調査

##### ア 一般環境大気

調査した8地点(32検体)すべてで大気環境基準を下回っていました。

##### イ 発生源周辺環境大気

調査した18地点(18検体)のうち1地点において、大気環境基準を上回る値でした。

##### ウ 公共用水域

##### (ア) 水 質

調査した63地点(73検体)すべてで水質環境基準を下回っていました。

##### (イ) 底 質

調査した55地点(58検体)すべてで環境省が実施した調査結果( )の範囲内でした。

「平成12年度ダイオキシン類に係る環境調査結果について」(環境省)

##### エ 地下水

調査した51地点(51検体)すべてで水質環境基準を下回っていました。

##### オ 一般環境土壌

調査した196地点(196検体)すべてで土壌環境基準を下回っていました。

カ 発生源周辺土壌

調査した169地点(169検体)すべてで土壌環境基準を下回っていました。

キ 指標生物調査

水生生物については、調査した5地点(5検体)すべてで環境省が実施した調査結果(1)の範囲内でした。

植物(マツバ)については、調査した3地点(3検体)すべてで環境省が実施した調査結果(2)の範囲内でした。

1 「平成11年度公共用水域等のダイオキシン類調査結果」(環境省)

2 「平成9年度ダイオキシン類の総合パイロット調査結果」(環境省)

ク 処分場周辺調査

小野町にある一般廃棄物最終処分場の放流先の沢等の水質及び底質について調査しました。調査した水質3地点(3検体)のうち1地点(1検体)で水質環境基準値を上回る値でした。

底質については、すべて環境省が実施した調査結果( )の範囲内でした。

調査対象の処分場の設置者に対しては、原因の究明及び改善を指導しました。

「平成12年度ダイオキシン類に係る環境調査結果について」(環境省)

(2) 排出状況調査

ア 煙道排ガス調査

調査した12施設のうち2施設で排出基準( )を超過しました。

この施設の設置者に対しては、原因の究明及び施設の改善を指導しました。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく維持管理基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく大気排出基準

イ 産業廃棄物焼却炉等の放流水調査

調査した9工場・事業場すべてで排出基準( )を下回っていました。

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質排出基準

(3) 最終処分場及び周辺環境調査

ア 一般廃棄物最終処分場

(ア) 周縁地下水等

調査した3処分場の3地点すべてで水質環境基準を下回っていました。

(イ) 放流水

調査した2処分場の放流水すべてで、排水基準( )を下回っていました。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく維持管理基準

イ 産業廃棄物最終処分場

調査した8処分場の放流水すべてで、排水基準( )を下回っていました。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく維持管理基準

平成13年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法（以下、「法」という。）第28条に基づき、特定施設の設置者は排出ガスや排出水等のダイオキシン類を年1回以上測定し、その結果を知事に報告することが義務づけられています。また、知事は報告のあった自主測定結果を公表することとされています。

平成13年1月15日から平成14年3月31日までに実施された自主測定結果について、法に基づき事務が委任されている郡山市及びいわき市を含めた県全体の結果は以下のとおりです。

1 自主測定結果

(1) 排出ガス

報告対象施設数335施設のうち281施設について報告がありました。排出基準の適合状況については、2つの施設で排出基準を超過していました。

なお、既設施設については、平成14年12月1日から排出基準が強化されますが、今回報告のあった自主測定結果のうち36施設は、強化される基準を上回っていました。

表 - 1 排出ガスの実施状況

自治体名	報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数	基準 超過数 <sup>1</sup>	基準 超過数 <sup>2</sup>
福島県 (除中核市)	255 (100%)	210 (82%)	45 (18%)	2	27
郡山市 <sup>3</sup>	30 (100%)	28 (93%)	2 (7%)	0	5
いわき市 <sup>3</sup>	50 (100%)	43 (86%)	7 (14%)	0	4
合計	335 (100%)	281 (84%)	54 (16%)	2	36

1 基準 超過数； 新設施設に係る基準及び平成13年1月15日から適用されている既設施設に係る基準を超過した施設数。

2 基準 超過数； 平成14年12月1日から適用される既設施設に係る基準を超過した事業場数。

3 郡山市及びいわき市の結果は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までに測定結果の報告があった分について取りまとめています（以下同じ。）

(2) 排出水

報告対象工場・事業場28工場・事業場のうち26工場・事業場について報告がありました。排出基準の適合状況は、測定を実施したすべての工場・事業場で排出基準値以下でした。

なお、既設施設については、平成15年1月15日から排出基準が強化されますが、今回報告のあった自主測定結果のうち、1施設で強化される基準を上回っていました。

表 - 2 排出水の実施状況

自治体名	報告対象工場・事業場数	報告工場・事業場数	未報告工場・事業場数	基準 超過数 <sup>1</sup>	基準 超過数 <sup>2</sup>
福島県 (除中核市)	15 (100%)	13 (87%)	2 (13%)	0	0
郡山市	4 (100%)	4 (100%)	0 (0%)	0	1
いわき市	9 (100%)	9 (100%)	0 (0%)	0	0
合計	28 (100%)	26 (93%)	2 (7%)	0	1

- 1 基準 超過数； 新設施設に係る基準及び平成13年1月15日から適用されている既設施設に係る基準を超過した事業場数。
- 2 基準 超過数； 平成15年1月15日から適用される既設施設に係る基準を超過した事業場数。

(3) ばいじん及び燃え殻

ばいじんについては、報告対象施設205施設のうち158施設について報告がありました。また、燃え殻については、報告対象施設数287施設のうち223施設について報告がありました。

既設施設については、平成14年11月30日までは処理基準が適用されませんが、平成14年12月1日から適用される処理基準と比較すると、ばいじんについては、39施設で処理基準を上回っていました。また、燃え殻については、4施設で処理基準を上回っていました。

表 - 3 ばいじん及び燃え殻の自主測定の実施状況

測定媒体	自治体名	報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数
ばいじん	福島県 (除中核市)	167 (100%)	125 (75%)	42 (25%)
	郡山市	21 (100%)	18 (86%)	3 (14%)
	いわき市	17 (100%)	15 (88%)	2 (12%)
	合計	205 (100%)	158 (77%)	47 (23%)
燃え殻	福島県 (除中核市)	219 (100%)	165 (75%)	54 (25%)
	郡山市	28 (100%)	26 (93%)	2 (7%)
	いわき市	40 (100%)	32 (80%)	8 (20%)
	合計	287 (100%)	223 (78%)	64 (22%)

2 今後の対応

(1) 排出ガス等の基準超過事業場

自主測定結果で、排出ガスの排出基準を超過した2施設のうち、1つの施設は、すでに使用を廃止していますが、もう1つの施設は、設置者が施設を改善し、排出基準値以下となったことを確認後、運転を再開しています。

また、強化される排出ガス及び排出水の排出基準を上回った施設等については、基準が適用されるまでに施設の改善等を指導しています。

平成14年12月1日から処理基準が適用される既設の廃棄物焼却炉から発生するばいじん及び燃え殻については、適用される処理基準を上回った施設等に対して適正な対応を行うよう指導しています。

(2) 自主測定未実施の事業者

自主測定未実施の事業者に対しては、文書等により自主測定の実施を指導しているところですが、ダイオキシン類対策措置法施行後、未実施の事業者もあることから、今後は、立入調査等を行い早急に測定・報告するよう指導を徹底していきます。

事務担当 環境対策室 大気・化学物質グループ  
 樽井グループリーダー 電話024-521-7256 内線2810  
 小林主任主査 電話024-521-7261 内線2813

【 参 考 資 料 】

特定施設の種類と排出基準値

1 排出ガスに係る特定施設及び排出基準値

( 単位 : ng-TEQ/m<sup>3</sup>N )

番号	特定施設の種類		新設施設	既 設 施 設	
				H13.1.15 ~ H14.11.30	H14.12.1 ~
1	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉であって、一定の規模以上のもの		0.1	2	1
2	製鋼の用に供する電気炉であって、一定の規模以上のもの		0.5	20	5
3	亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉であって、一定の規模以上のもの		1	40	10
4	アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉、乾燥炉であって、一定の規模以上のもの		1	20	5
5	廃棄物焼却炉であって、火床面積が0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力が50kg/h以上のもの	焼却能力	4t/H以上	0.1	1
			2~4t/H	1	5
			50kg~2t/H	5	10

2 排水に係る特定施設及び排出基準値

( 単位 : pg-TEQ/l )

番号	特定施設の種類		新設施設	既 設 施 設	
				H13.1.15 ~ H15.1.14	H15.1.15 ~
1	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素等漂白施設		10	10	
2	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設(H13.12.1追加)			10 (H14.11.30まで適用を猶予)	
3	塩化ビニルモノマーの製造の用に供するの二塩化エチレン洗浄施設			20	10
4	カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設(H13.12.1追加)			10 (H14.11.30まで適用を猶予)	
5	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設(H13.12.1追加)			10 (H14.11.30まで適用を猶予)	
6	アルミニウム合金等の製造の用に供する溶解炉等から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			20	10
7	一定の規模以上の廃棄物焼却炉に係る廃ガスの貯留するもの			50	10
8	P C B 等処理施設				
9	上記の施設から排出される水を処理する下水道終末処理施設			10	
10	上記(下水道終末処理施設を除く)の施設を設置する工場等から排出される水の処理施設			10	

3 廃棄物焼却炉に係るばいじん及び燃え殻等の処理基準 1

(単位：ng-TEQ/g)

種 類	新設施設の 処理基準	既設施設 2 の処理基準	
		～ H14.11.30	H14.12.1 ～
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び燃え殻	3	適用を猶予	3

- 1 処理基準； 埋立処分等を行う際に適用される基準。ばいじん及び燃え殻に含有されるダイオキシン類の基準ではありません。
- 2 既設施設； 平成12年1月14日以前にすでに設置され、又は工事に着手していた施設。  
 なお、既設施設のうち、次に掲げる方法により処理した場合は、平成14年12月1日以降の処理基準は適用されない。
  - ア) 重金属が溶出しないようにセメント固化する場合
  - イ) 重金属が溶出しないように薬剤処理する場合
  - ウ) 酸抽出し、当該抽出液を重金属が溶出しないように処理する場合

平成13年度ダイオキシン類測定結果個表 東北地方振興局管内

NO	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類	廃棄物焼却炉の規模		排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	H13.1月から 適用される排 出基準	H13.1月 適用基準 適合状況	H14.12月 から適用 される排 出基準	H14.12月 適用基準 適合状況	ばいじんの 測定結果 (ng-TEQ/g)	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	備考
						焼却能力 (kg/h)	火床面積 (m <sup>2</sup> )								
1	東北	福島市	福島市あぶくまクリーンセンター	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	5000	16.85	1.7	80		1		9.6	0.042	1回目の測定
								2.9					9.3	0.039	2回目の測定
2	東北	福島市	福島市あぶくまクリーンセンター	2号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	5000	16.85	2.7	80		1		6.9	0.027	1回目の測定
								2.6					10	0.046	2回目の測定
3	東北	本宮町	安達地方広域行政組合 清掃センター	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	3750	18.59	52	80		5		18	0.0020	
4	東北	本宮町	安達地方広域行政組合 清掃センター	2号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	3750	18.59	13	80		5		8.1	0.0052	
5	東北	福島市	福島市あらかわクリーンセンター	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	3750	22.18	1.5	80		5	14	0.0081	0.0058	ばいじんについては、2炉分を混合して測定
6	東北	福島市	福島市あらかわクリーンセンター	2号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	3750	22.18	1.4	80		5		0.0058	0.0058	
7	東北	二本松市	三菱自動車カ/外機	ア-7-82	1-5 廃棄物焼却炉	3700	5.72	0.0022	80		5		0.00013	0.00097	
													0.00016	0.00028	
8	東北	保原町	伊達地方衛生処理組合ごみ焼却施設	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	3125	17.098	0.59	80		5		1.1	0.028	
								0.81					0.72	0.052	
9	東北	保原町	伊達地方衛生処理組合ごみ焼却施設	2号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	3125	17.098	4.4	80		5		1.1	0.028	各炉の測定結果は、上段が1回目の測定、下段が2回目の測定 焼却灰及びばいじんは3炉混合して測定
								0.57					0.72	0.052	
10	東北	保原町	伊達地方衛生処理組合ごみ焼却施設	3号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	3125	17.098	0.40	80		5		1.1	0.028	
								0.48					0.72	0.052	
11	東北	福島市	日進クリーン立子山処理場	立子山処理場焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	2500	2.2	4.4	80		5		0.020	0.027	
12	東北	本宮町	安達地方広域行政組合ごみ中間処理施設	1号炉	1-5 廃棄物焼却炉	1667	7.72	未稼働	5	未稼働	5	未稼働	未稼働	未稼働	建設中
13	東北	本宮町	安達地方広域行政組合ごみ中間処理施設	2号炉	1-5 廃棄物焼却炉	1667	7.72	未稼働	5	未稼働	5	未稼働	未稼働	未稼働	建設中
14	東北	福島市	阿部建材工業㈱音坊処分場	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	1587	2.93	6.3	80		10		0.69	0.0053	
15	東北	川俣町	富岡興業㈱TYS処理工場	1-A(キルン炉)	1-5 廃棄物焼却炉	1500	-	7.0	80		10		1.1	0.00015	
16	東北	福島市	㈱東関東ダブル・ジー・ヤマギシ福島営業所	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	1036	6.48	1.6	80		10		0.22	0.20	
17	東北	東和町	クリーン東陽㈱	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	1000	-	休止中	80	休止中	10	休止中	休止中	休止中	廃棄物処理法の許可失効(H12.8.31)により休止中
18	東北	東和町	クリーン東陽㈱	2号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	1000	-	休止中	80	休止中	10	休止中	休止中	休止中	廃棄物処理法の許可失効(H12.8.31)により休止中
19	東北	川俣町	川俣方部衛生処理組合	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	955	6.6	0.28	80		10		0.053		焼却灰とばいじんを混合して測定
20	東北	二本松市	安達地方広域行政組合衛生センター	(空白)	1-5 廃棄物焼却炉	600	5	0.029	80		10		0.11	0.073	
21	東北	二本松市	㈱七洋工業萩坂研究所	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	600	3.65	未報告	80	未報告	10	未報告	未報告	未報告	
22	東北	川俣町	富岡興業㈱TYS処理工場	7 TR専焼炉	1-5 廃棄物焼却炉	500	-	16	80		10		該当なし	該当無し	
23	東北	川俣町	富岡興業㈱TYS処理工場	8 TR専焼炉	1-5 廃棄物焼却炉	500	-	6.3	80		10		該当なし	該当無し	
24	東北	福島市	八巻重機工業㈱【大笹生】	1号炭火炉	1-5 廃棄物焼却炉	417	7.65	0.013	80		10		該当なし	0.10	
25	東北	本宮町	安達地方広域行政組合ごみ中間処理施設	灰溶融炉	1-5 廃棄物焼却炉	400	4.5	未稼働	5	未稼働	5	未稼働	未稼働	未稼働	建設中
26	東北	川俣町	富岡興業㈱TYS処理工場	2-B(廃プラ炉)	1-5 廃棄物焼却炉	200	5.824	0.83	80		10		6.4	0.076	

27	県北	福島市	南カシカ	1号焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	195	8.19	未稼働	80	未稼働	10	未稼働	未稼働	未稼働	未稼働。廃棄物処理法未許可
28	県北	二本松市	日本農業㈱福島工場	1	1 - 5 廃棄物焼却炉	195	1.89	9.6	80		10		35	0.089	
29	県北	福島市	トッパンレーベル㈱福島工場	1号焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	190	1.2	0.0049	80		10		0.010	0.011	1回目の測定
								0.092					0.025	0.042	2回目の測定
30	県北	東和町	福島ルビコン㈱	1号焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	180	0.81	3.2	80		10		0.68	0.016	
31	県北	福島市	福島刑務所	1号焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	170	1.91	0.41	80		10		0.031	0.018	
32	県北	福島市	陸上自衛隊福島駐屯地	1号焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	150	0.95	390	80	不適合	10	廃止	該当なし	0.031	H13.3.29廃止
33	県北	東和町	株式会社	(空白)	1 - 5 廃棄物焼却炉	135	0.79	未報告	80	未報告	10	未報告	未報告	未報告	
34	県北	本宮町	東北協同乳業㈱	焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	130	1.26	30	80		10		1.1	1.8	
35	県北	福島市	福島県立医科大学	動物炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	125	1.95	0.040	80		10		該当なし	0.0052	
36	県北	福島市	福島県畜産試験場	1号焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	100	1.9	0.15	80		10		該当なし	0.00017	
37	県北	福島市	株式会社	焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	100	1.6	11	80		10		0.30	0.43	
38	県北	東和町	㈱東和牧場	1号焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	100	1.2	未稼働	80	未稼働	10	未稼働	該当なし	未稼働	家畜死骸用焼却炉であるが、死んだ家畜が無く未稼働
39	県北	福島市	㈱安藤組	1号焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	100	1.02	2.2	80		10		0.51	2.0	
40	県北	福島市	県北地区犬抑留所	(空白)	1 - 5 廃棄物焼却炉	75	0.64	0.27	80		10		該当なし	0.0020	
41	県北	福島市	トーアエイヨー㈱福島工場	実験動物焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	64	0.64	0.11	80		10		該当なし	0	
42	県北	福島市	福島県立医科大学	汚泥焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	62	0.6	0.031	80		10		0.12	0.017	
43	県北	福島市	トーアエイヨー㈱福島工場	一般雑芥焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	60	0.52	3.0	80		10		0.092	0.52	
44	県北	二本松市	橋本商事㈱	1号焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	50	2.73	0.22	80		10		0.021	0.015	
45	県北	本宮町	㈱佐藤製材所	1号焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	50	0.99	未報告	80	未報告	10	未報告	該当なし	未報告	
46	県北	福島市	森永乳業㈱福島工場	1号焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	40	1.98	0.017	80		10		該当なし	0.80	
47	県北	福島市	森永乳業㈱福島工場	2号焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	40	1.98	0.50	80		10		該当なし	0.12	
48	県北	福島市	㈱泉製作所	焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	40	0.64	未報告	80	未報告	10	未報告	該当なし	未報告	
49	県北	桑折町	トキコ福島㈱	ハンガー焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	8	2.34	0.76	80		10		該当なし	0.0024	
50	県北	福島市	㈱銘形商会	1号焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	-	1.13	未報告	80	未報告	10	未報告	未報告	未報告	
51	県北	大玉村	㈱小椋製材所	1号焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	-	2.25	未報告	80	未報告	10	未報告	該当なし	未報告	

注1 「平成14年12月適用基準適合状況」の欄で「」印は、平成14年12月1日から適用される基準を上回った施設であることを示す。

注2 「焼却灰等の測定結果」の欄の網掛けは、平成14年12月1日から適用される基準を上回ったことを示す。

注3 「ばいじんの測定結果」の欄の網掛けは、平成14年12月1日から適用される基準を上回ったことを示す。



注3 「ばいじんの測定結果」の欄の網掛けは、平成14年12月1日から適用される基準を上回ったことを示す。

大気特定施設（廃棄物焼却炉以外）

NO	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類	特定施設の規模	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	H13.1月から 適用される基 準	H13.1月 適用基準 適合状況	H14.12月か ら適用され る基準	H14.12月 適用基準 適合状況	ばいじんの測 定結果 (ng-TEQ/g)	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	備考
1	県中	長沼町	(有)加藤工業所福島工場	1号溶解炉	溶解炉	2 t	0.023	20		5		該当なし	該当なし	3炉同時測定
2	県中	長沼町	(有)加藤工業所福島工場	2号溶解炉	溶解炉	1 t								
3	県中	長沼町	(有)加藤工業所福島工場	3号溶解炉	溶解炉	1 t								

注1 「平成14年12月適用基準適合状況」の欄で「」印は、平成14年12月1日から適用される基準を上回った施設であることを示す。

平成13年度ダイオキシン類測定結果公表 県南地方振興局管内

NO	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種別	廃棄物焼却炉の規模		排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	H13.1月から 適用される 排出基準	H13.1月適用 基準適合状 況	H14.12月か ら適用され る排出基準 適合状況	H14.12月 適用基準 適合状況	ばいじんの測 定結果 (ng-TEQ/g)	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	備考	
						焼却能力 (kg/h)	火床面積 (m <sup>2</sup> )									
1	県南	白河市	西白河地方衛生処理組合	一般廃棄物焼却炉1号	1-5 廃棄物焼却炉	3750	22.51	0.024	80			5	0.49	0.00047		
2	県南	白河市	西白河地方衛生処理組合	一般廃棄物焼却炉2号	1-5 廃棄物焼却炉	3750	22.51	0.022	80			5	0.56	0.00055		
3	県南	白河市	嶽山建材再生プラント	廃棄物焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	3740	6.10	0.057	80			5	0.78 3.9	0.060	ばいじんの上限はサイクロン捕集ばいじん、下段はバグフィルター捕集ばいじんの測定結果。	
4	県南	泉崎村	東北環境協	焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	3125	-	0.74	80			5	2.9	0.026		
5	県南	埴町	東白クリーンセンターごみ処理施設	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	1560	5.00	10	80			10	3.2	0.20	2炉同時測定	
6	県南	埴町	東白クリーンセンターごみ処理施設	2号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	1560	5.00		80			10				
7	県南	泉崎村	大日本印刷テクノバック協	焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	1000	13.50	0.000047	80			10	0.19	0		
8	県南	埴町	東白クリーンセンターし尿処理施設	しき焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	930	-	0	80			10	該当なし	0		
9	県南	棚倉町	ユニ・チャーム東日本嶽福島工場	B-3 焼却ボイラー	1-5 廃棄物焼却炉	780	210.00	0.040	80			10	0.0066	0.00025		
10	県南	白河市	住友ゴム工業嶽白河工場	廃タイヤ焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	750	11.00	0.025	80			10	0.24	0.00013		
11	県南	棚倉町	ユニ・チャーム東日本嶽福島工場	B-1 焼却ボイラー	1-5 廃棄物焼却炉	650	180.00	0.13	80			10	0.000035	0.000021		
12	県南	白河市	白河地方清掃センター	し渣焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	300	5.00	0.0028	80			10	0.00054	0.013		
13	県南	棚倉町	嶽樹屋	焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	270	1.98	未報告	80	未報告		10	未報告	該当なし	未報告	
14	県南	東村	かねか嶽福島工場	FUKU900	1-5 廃棄物焼却炉	200	0.79	0.0026	80			10	0.036	0.0036		
15	県南	白河市	県南産業嶽焼却場	廃棄物焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	192	1.10	-	5	-		5	-	-	使用開始はH14.2、報告期限未到来	
16	県南	矢吹町	嶽大馬工務店	廃棄物焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	190	5.70	未報告	80	未報告		10	未報告	該当なし	未報告	
17	県南	棚倉町	南平成クリーンサービス	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	190	5.70	1.3	80			10	未報告	該当なし	0.15	
18	県南	棚倉町	嶽棚倉ステークスカントリークラブ	廃棄物焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	180	1.95	0.54 25	80			10	0.087 0.090	0.11 0.065	1回目の測定 2回目の測定	
19	県南	白河市	フランス・ベット嶽東北工場	2 焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	179	4.83	0.23	80			10	該当なし	0.065		
20	県南	矢祭町	丸イ食品嶽福島第二工場	廃棄物焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	170	1.90	未報告	80	未報告		10	未報告	未報告		
21	県南	矢吹町	嶽大馬工務店 2	廃棄物焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	160	3.80	未報告	80	未報告		10	未報告	該当なし	未報告	
22	県南	埴町	嶽伊奈養鶏場	廃棄物焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	150	1.80	未報告	80	未報告		10	未報告	未報告		
23	県南	西郷村	農水省家畜改良センター	解剖焼却室	1-5 廃棄物焼却炉	150	1.88	0.72	80			10	該当なし	0.00010		
24	県南	棚倉町	南陣野製作所	焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	145	1.32	未報告	80	未報告		10	未報告	未報告		
25	県南	棚倉町	渡辺産業協	雑芥物焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	120	0.85	未報告	80	未報告		10	未報告	未報告		
26	県南	表郷村	嶽龍の舞ゴルフクラブ	廃棄物焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	100	1.43	7.0	80			10	廃止	2.4	1.5	H14.3.31廃止
27	県南	埴町	南常豊工務店	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	96	1.96	20 0.12	80			10	0.032 0.018	0.00053 0.040	1回目の測定 2回目の測定	
28	県南	矢吹町	日本ケミコン嶽福島工場	廃棄物焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	74	1.30	0.0045	80			10	0.098	0.076		
29	県南	大信村	嶽光陽社白河事務所	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	70	0.92	2.2	80			10	0.30	0.0000080		
30	県南	埴町	南吉村製材所	焼却炉1号	1-5 廃棄物焼却炉	70	2.90	未報告	80	未報告		10	未報告	該当なし	未報告	
31	県南	埴町	南小野瀬材木店	焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	69	1.96	未報告	80	未報告		10	未報告	該当なし	未報告	
32	県南	矢吹町	(財)会田病院	廃棄物焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	50	0.51	14	80			10	0.38	0.043		
33	県南	埴町	南大栄木材	廃棄物焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	50	4.50	未報告	80	未報告		10	未報告	未報告		
34	県南	西郷村	東洋羽毛工業嶽白河工場	焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	26	1.70	7.9	80			10	0.0068	0.032		
35	県南	埴町	東白製材協同組合	1号炉	1-5 廃棄物焼却炉	20	9.94	未報告	80	未報告		10	未報告	該当なし	未報告	
36	県南	埴町	東白製材協同組合	焼却炉一号	1-5 廃棄物焼却炉	20	1.40	未報告	80	未報告		10	未報告	該当なし	未報告	
37	県南	矢祭町	嶽押田製材所	焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	8	1.65	未報告	80	未報告		10	未報告	該当なし	未報告	

38	県南	棚倉町	榑大沼製材所	焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	( 200)	2.30	未報告	80	未報告	10	未報告	未報告	未報告	
39	県南	棚倉町	藤田製材工場	廃棄物焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	( 200)	2.30	未報告	80	未報告	10	未報告	未報告	未報告	
40	県南	棚倉町	南米山製材	焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	( 200)	5.40	未報告	80	未報告	10	未報告	該当なし	未報告	
41	県南	塙町	南マツダ製材	焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	(100)	1.10	未報告	80	未報告	10	未報告	該当なし	未報告	
42	県南	塙町	南桜屋製材所	焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	(100)	1.80	未報告	80	未報告	10	未報告	未報告	未報告	
43	県南	塙町	南兼正製材	焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	(100)	1.10	未報告	80	未報告	10	未報告	該当なし	未報告	
44	県南	塙町	江黒林産	焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	(100)	1.13	未報告	80	未報告	10	未報告	該当なし	未報告	

注1 「平成14年12月適用基準適合状況」の欄で「 」印は、平成14年12月1日から適用される基準を上回った施設であることを示す。

注2 「焼却灰等の測定結果」の欄の網掛けは、平成14年12月1日から適用される基準を上回ったことを示す。

注3 「ばいじんの測定結果」の欄の網掛けは、平成14年12月1日から適用される基準を上回ったことを示す。

大気特定施設（廃棄物焼却炉以外）

NO	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類	特定施設の規模	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	H13.1月から 適用される 基準	H13.1月適用 基準適合状 況	H14.12月か ら適用され る基準	H14.12月 適用基準 適合状況	ばいじんの測 定結果 (ng-TEQ/g)	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	備考						
1	県南	大信村	榑大紀アルミニウム工業所白河工場	-3,40t保持炉	1-4.アルミ溶解炉	40 t	次の5つの排 出口で測定	20		5		該当なし	該当なし	測定した排出口に接続されている施設は次のとおり						
2	県南	大信村	榑大紀アルミニウム工業所白河工場	-2,40t溶解炉	1-4.アルミ溶解炉	40 t									該当なし	該当なし				
3	県南	大信村	榑大紀アルミニウム工業所白河工場	-1,30t元湯炉	1-4.アルミ溶解炉	30 t									1.2	該当なし	該当なし	1の施設		
4	県南	大信村	榑大紀アルミニウム工業所白河工場	-2,15t溶解炉	1-4.アルミ溶解炉	15 t									0.69	該当なし	該当なし	1,2の施設		
5	県南	大信村	榑大紀アルミニウム工業所白河工場	-3,15t溶解炉	1-4.アルミ溶解炉	15 t									0.88	該当なし	該当なし	1,2,3,4,5の施設		
6	県南	大信村	榑大紀アルミニウム工業所白河工場	テラッカ設備	1-4.アルミ焙焼炉	3.5 t/h									1.7	該当なし	該当なし	No.3,4,5,6の施設		
7	県南	大信村	榑大紀アルミニウム工業所白河工場	-1ﾀﾞｲ粉乾燥炉	1-4.アルミ乾燥炉	2.5 t/h									0.51	該当なし	該当なし	No.7の施設		
8	県南	大信村	榑大紀アルミニウム工業所白河工場	-6、4t回転炉	1-4.アルミ溶解炉	4 t									休止中	-	-	該当なし	該当なし	対象期間稼働実績なし
9	県南	大信村	榑大紀アルミニウム工業所白河工場	-1、4t回転炉	1-4.アルミ溶解炉	4 t									休止中	-	-	該当なし	該当なし	対象期間稼働実績なし

注1 「平成14年12月適用基準適合状況」の欄で「 」印は、平成14年12月1日から適用される基準を上回った施設であることを示す。

平成13年度ダイオキシン類測定結果個表 会津地方振興局管内

NO	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類の	廃棄物焼却炉の規模		排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	H13.1月から 適用される排 出基準	H13.1月 適用基準 適合状況	H14.12月か ら適用され る排出基準	H14.12月 適用基準 適合状況	ばいじんの測 定結果 (ng-TEQ/g)	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	備考
						焼却能力 (kg/h)	火床面積 (m <sup>2</sup> )								
1	会津	磐梯町	日曹金属化学(株)会津工場	KW-1	1-5 廃棄物焼却炉	4167	-	0.047	80		1		0.032	0.0025	排出ガス及びばいじんはKW-2と同時測定
2	会津	会津若松市	会津地区広域事業組合	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	3125	19.098	19	80		5		43	0.029	
3	会津	会津若松市	会津地区広域事業組合	2号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	3125	19.098	16	80		5		37	0.013	
4	会津	会津若松市	会津地区広域事業組合	3号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	3125	19.098	30	80		5		41	0.037	
5	会津	山都町	喜多方地方広域市町村圏組合環境センター山都工場	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	2812.5	17.115	61	80		5		0.90		焼却灰とばいじんを同時に測定
6	会津	山都町	喜多方地方広域市町村圏組合環境センター山都工場	2号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	2812.5	17.115	0.11	80		5		0.020		焼却灰とばいじんを同時に測定
7	会津	磐梯町	日曹金属化学(株)会津工場	KW-2	1-5 廃棄物焼却炉	2500	-	0.047	80		5		0.032	0.000044	排出ガス及びばいじんはKW-1と同時測定
8	会津	猪苗代町	渡部産業株式会社サンワ処理センター	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	2437	3.14	0.20	80		5		0	0.0019	
9	会津	磐梯町	日曹金属化学(株)会津工場	K3	1-5 廃棄物焼却炉	2166.7	-	2.2	1	不適合	1	-	0.89	0.00012	焼却灰及びばいじんの測定を2回実施
													0.0021	0.000026	
10	会津	磐梯町	日曹金属化学(株)会津工場	第2専焼炉	1-5 廃棄物焼却炉	2083	-	0.028	80		5		該当無し	0	
11	会津	柳津町	有限会社あいブダストセンター鶴ヶ峯産業廃棄物中間処理場	F-101	1-5 廃棄物焼却炉	1750	-	6.1	80		10		未報告	未報告	
12	会津	柳津町	有限会社あいブダストセンター鶴ヶ峯産業廃棄物中間処理場	F-201.202.203	1-5 廃棄物焼却炉	1670	15.3	0.26	80		10		該当なし	未報告	
13	会津	熱塩加納村	株式会社テクノクリーン	(空白)	1-5 廃棄物焼却炉	1554	4.44	0.38	80		10		0.24	未報告	
14	会津	磐梯町	日曹金属化学(株)会津工場	第1専焼炉	1-5 廃棄物焼却炉	1458	-	未報告	80	未報告	10	未報告	該当無し	未報告	H13.2.1から休止中
15	会津	三島町	三島町外二町一カ村衛生処理組合豊芥焼却場	1号炉	1-5 廃棄物焼却炉	1125	5.4	2.5	80		10		7.4	0.055	
16	会津	柳津町	有限会社あいブダストセンター鶴ヶ峯産業廃棄物中間処理場	F-002	1-5 廃棄物焼却炉	868	-	未報告	80	未報告	10	未報告	該当無し	未報告	H13.5.24から休止中
17	会津	柳津町	有限会社あいブダストセンター鶴ヶ峯産業廃棄物中間処理場	F-001	1-5 廃棄物焼却炉	750	6.4	未報告	80	未報告	10	未報告	該当無し	未報告	H13.5.24から休止中
18	会津	高郷村	東北電力株式会社新郷発電所	1号焼却炉(廃棄物焼却炉)	1-5 廃棄物焼却炉	610	4.48	0.13	80		10	廃止	0.025	0.0012	H14.1.25廃止
19	会津	金山町	東北電力株式会社上田発電所	2号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	610	4.16	0.12	80		10		0.0022	0.0079	
20	会津	会津若松市	㈱五十嵐商会	廃棄物焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	600	27	12	80		10		0.41	0.17	
21	会津	塩川町	喜多方地方広域市町村圏組合環境センター塩川工場	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	488	10	0.13	80		10		未報告	0.019	焼却灰の測定を2回実施
													0.0054		
22	会津	会津若松市	大川ダム流木焼却処理場	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	375	2.25	0.0075	80		10		0.0082	0.0014	
23	会津	湯川村	有限会社日本美術産業湯川工場	(空白)	1-5 廃棄物焼却炉	225	1.56	0	80		10		未報告	0.00014	
24	会津	会津坂下町	株式会社彌満和プレシジョン会津工場	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	195	1.89	38	80		10		未報告	0.0026	
25	会津	金山町	電源開発株式会社関東支社滝発電所	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	190	1.99	0.0085	80		10		0.00071	0.00029	
26	会津	金山町	電源開発株式会社関東支社滝発電所	2号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	190	1.99	0.0067	80		10		0.0038	0.00019	
27	会津	会津坂下町	入谷建設工業株式会社	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	170	1.9	未報告	80	未報告	10	未報告	未報告	未報告	
28	会津	会津高田町	株式会社渡部骨材	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	162.5	7.52	未報告	80	未報告	10	未報告	0.49	0.0067	
29	会津	会津若松市	会津カイハツボード加工株式会社	焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	150	1.52	未報告	80	未報告	10	未報告	未報告	未報告	
30	会津	喜多方市	立正堂株式会社	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	100	1.1	49	80		10		該当なし	1.3	
31	会津	塩川町	会津パレット株式会社	焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	57	1.05	未報告	80	未報告	10	廃止	該当なし	未報告	H14.6.1廃止
32	会津	会津若松市	会津若松市役所環境保全課	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	50	0.84	1.0	80		10		該当なし	0.000030	
33	会津	会津若松市	会津家畜保健衛生所	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	50	0.64	0.17	80		10		該当なし	0.012	
34	会津	喜多方市	日吉工業株式会社	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	43.8	0.56	48	80		10	廃止	未報告	0.021	H14.6.25廃止

注1 「平成14年12月適用基準適合状況」の欄で「」印は、平成14年12月1日から適用される基準を上回った施設であることを示す。

注2 「焼却灰等の測定結果」の欄の網掛けは、平成14年12月1日から適用される基準を上回ったことを示す。

注3 「ばいじんの測定結果」の欄の網掛けは、平成14年12月1日から適用される基準を上回ったことを示す。

大気特定施設（廃棄物焼却炉以外）

NO	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類の	特定施設の規模	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	H13.1月から 適用される基 準	H13.1月 適用基準 適合状況	H14.12月か ら適用され る基準	H14.12月 適用基準 適合状況	ばいじんの測 定結果 (ng-TEQ/g)	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	備考
1	会津	磐梯町	曹鉄メタル株式会社	1号キルン	1 - 3 熔焼炉	8.5 t/h	12	40		10		該当なし	該当なし	
2	会津	磐梯町	曹鉄メタル株式会社	2号キルン	1 - 3 熔焼炉	4.5 t/h	9.2	40		10		該当なし	該当なし	
3	会津	喜多方市	昭和電工㈱ショウテック事業部会津事業所	1001号	1 - 4 アルミ溶解炉	12 t	0.014	20		5		該当なし	該当なし	1001(溶解炉) + 1002(保持炉)
4	会津	喜多方市	昭和電工㈱ショウテック事業部会津事業所	1002号	1 - 4 アルミ溶解炉	10 t	0.014	20		5		該当なし	該当なし	1001(溶解炉) + 1002(保持炉)
5	会津	喜多方市	昭和電工㈱ショウテック事業部会津事業所	1501号	1 - 4 アルミ溶解炉	15 t	0.11	20		5		該当なし	該当なし	1501(溶解炉) + 1502(保持炉)
6	会津	喜多方市	昭和電工㈱ショウテック事業部会津事業所	1502号	1 - 4 アルミ溶解炉	15 t	0.11	20		5		該当なし	該当なし	1501(溶解炉) + 1502(保持炉)
7	会津	喜多方市	昭和電工㈱ショウテック事業部会津事業所	10TH-1	1 - 4 アルミ溶解炉	10 t	0.034	20		5		該当なし	該当なし	
8	会津	喜多方市	昭和電工㈱ショウテック事業部会津事業所	10TH-2	1 - 4 アルミ溶解炉	10 t	0.000004	20		5		該当なし	該当なし	
9	会津	喜多方市	昭和電工㈱ショウテック事業部会津事業所	22MF1	1 - 4 アルミ溶解炉	25 t	0.0082	20		5		該当なし	該当なし	22MF1(溶解炉) + 20HF1(保持炉)
10	会津	喜多方市	昭和電工㈱ショウテック事業部会津事業所	20HF1	1 - 4 アルミ溶解炉	20 t	0.0082	20		5		該当なし	該当なし	22MF1(溶解炉) + 20HF1(保持炉)
11	会津	喜多方市	昭和電工㈱ショウテック事業部会津事業所	6tN01-0F	1 - 4 アルミ溶解炉	6 t	0.000003	20		5		該当なし	該当なし	
12	会津	喜多方市	昭和電工㈱ショウテック事業部会津事業所	6tN02-0F	1 - 4 アルミ溶解炉	6 t	0.000004	20		5		該当なし	該当なし	
13	会津	喜多方市	昭和電工㈱ショウテック事業部会津事業所	21-15t0F	1 - 4 アルミ溶解炉	15 t	0.024	1		1		該当なし	該当なし	2001/3/22設置届
14	会津	喜多方市	昭和電工㈱ショウテック事業部会津事業所	22-15t0F	1 - 4 アルミ溶解炉	15 t	0.0081	1		1		該当なし	該当なし	2001/3/22設置届
15	会津	喜多方市	三神精工株式会社喜多方工場	1 (アルミ溶解炉)	1 - 4 アルミ溶解炉	5 t	0.78	20		5		該当なし	該当なし	N01(溶解炉), N02(溶解炉), N013(溶解炉) は同時測定
16	会津	喜多方市	三神精工株式会社喜多方工場	2 (アルミ溶解炉)	1 - 4 アルミ溶解炉	1 t	0.78	20		5		該当なし	該当なし	N01(溶解炉), N02(溶解炉), N013(溶解炉) は同時測定
17	会津	喜多方市	三神精工株式会社喜多方工場	12 (アルミ溶解炉)	1 - 4 アルミ溶解炉	1 t	2.1	20		5		該当なし	該当なし	N012(溶解炉), N014(溶解炉)は同時測定
18	会津	喜多方市	三神精工株式会社喜多方工場	13 (アルミ溶解炉)	1 - 4 アルミ溶解炉	5 t	0.78	20		5		該当なし	該当なし	N01(溶解炉), N02(溶解炉), N013(溶解炉) は同時測定
19	会津	喜多方市	三神精工株式会社喜多方工場	14 (アルミ溶解炉)	1 - 4 アルミ溶解炉	6 t	2.1	20		5		該当なし	該当なし	N012(溶解炉), N014(溶解炉)は同時測定
20	会津	喜多方市	三神精工株式会社喜多方工場	乾燥炉	1 - 4 乾燥炉	1 t/h	0.7	20		5		該当なし	該当なし	

注1 「平成14年12月適用基準適合状況」の欄で「」印は、平成14年12月1日から適用される基準を上回った施設であることを示す。

平成13年度ダイオキシン類測定結果個表 南会津地方振興局管内

NO	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類	廃棄物焼却炉の規模		排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	H13.1月から 適用される排 出基準	H13.1月 適用基準 適合状況	H14.12月か ら適用され る排出基準	H14.12月 適用基準 適合状況	ばいじんの測 定結果 (ng-TEQ/g)	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	備考
						焼却能力 (kg/h)	火床面積 (m <sup>2</sup> )								
1	南会津	南郷村	西部環境衛生組合(環境センター)	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	1562.5	11.39	2.6	80		10		0.81	未報告	
2	南会津	南郷村	西部環境衛生組合(環境センター)	2号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	1562.5	11.39	2.7	80		10		2.9	未報告	
3	南会津	下郷町	田島下郷町衛生組合東部クリーンセンター	2号炉	1-5 廃棄物焼却炉	1250	11.39	0.26	80		10		1.1	0.025	
4	南会津	下郷町	田島下郷町衛生組合東部クリーンセンター	1号炉	1-5 廃棄物焼却炉	1250	11.39	0.14	80		10		3.9	0.044	
5	南会津	檜枝岐村	檜枝岐村クリーンセンター	焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	1000	8.8	4.4	80		10		3.2	0.012	1回目の測定
								7.8					2.5	0.037	2回目の測定
6	南会津	田島町	金井建設工業(株)産業廃棄物焼却施設	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	600	4.8	0.71	80		10		0.20	0.47	
7	南会津	南郷村	西部環境衛生組合(し尿処理施設)	し尿残渣焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	430	3.6	0.53	80		10		未報告	0.42	
8	南会津	下郷町	田島下郷町衛生組合衛生センター	汚泥焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	380	3.22	0.048	80		10		未報告	0.015	
9	南会津	只見町	電源開発(株)東日本支店田子倉発電所	田子倉ダム焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	195	1.98	0.013	80		10		0.022	0.017	
10	南会津	南郷村	(有)伊南川商事	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	190	3	1.3	80		10		2.5	0.0010	
11	南会津	田島町	(株)芳賀沼製作	焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	150	1.8	未報告	80	未報告	10	未報告	未報告	未報告	
12	南会津	田島町	星工業(有)	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	130	1.88	0.44	80		10		0.078	0.0043	
13	南会津	田島町	(有)舟木木工	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	90	3.1	7.6	80		10		0.38	0.056	
14	南会津	田島町	(株)大桃建設工業	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	86	2.1	0.10	80		10		0.019	0.0024	
15	南会津	田島町	(有)丸二産業	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	80	0.98	27	80		10		0.59	0.39	
16	南会津	田島町	西山組	焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	70	0.69	未報告	80	未報告	10	未報告	未報告	未報告	H14.6.20廃止
17	南会津	檜枝岐村	尾瀬見晴焼却施設	見晴焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	59.5	1.8	3.3	80		10		該当なし	0.66	
18	南会津	田島町	(有)稲瀬工務店	焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	54	0.77	8.4	80		10		未報告	0.0094	
19	南会津	田島町	(有)田島工芸	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	52	0.94	未報告	80	未報告	10	未報告	該当なし	未報告	
20	南会津	檜枝岐村	檜枝岐村営国民宿舎尾瀬沼ヒュッテ	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	25	0.67	休止中	80	休止中	10	休止中	該当なし	休止中	H12.11から休止中
21	南会津	只見町	電源開発(株)東日本支店田子倉発電所炭焼施設	田子倉ダム3号炭焼窯	1-5 廃棄物焼却炉	21	6	休止中	80	休止中	10	休止中	該当なし	休止中	H12年から休止中
22	南会津	只見町	電源開発(株)東日本支店田子倉発電所炭焼施設	田子倉ダム4号炭焼窯	1-5 廃棄物焼却炉	21	6	休止中	80	休止中	10	休止中	該当なし	休止中	H12年から休止中
23	南会津	只見町	電源開発(株)東日本支店田子倉発電所炭焼施設	田子倉ダム5号炭焼窯	1-5 廃棄物焼却炉	21	6	休止中	80	休止中	10	休止中	該当なし	休止中	H12年から休止中
24	南会津	田島町	関根木材工業(株)	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	20	0.78	0.064	80		10		0.0034	0.00051	
25	南会津	只見町	電源開発(株)東日本支店田子倉発電所炭焼施設	田子倉ダム2号炭焼窯	1-5 廃棄物焼却炉	19	4.5	0.000077	80		10		該当なし	0.000036	
26	南会津	只見町	電源開発(株)東日本支店田子倉発電所炭焼施設	田子倉ダム1号炭焼窯	1-5 廃棄物焼却炉	14	3.08	0.30	80		10		該当なし	0.000013	
27	南会津	田島町	(有)児山製作所	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	-	1.6	0.28	80		10		該当なし	0.071	
28	南会津	田島町	(株)大橋工務店	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	-	4.25	未報告	80	未報告	10	未報告	該当なし	未報告	
29	南会津	田島町	(株)大橋工務店資材置場	2号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	-	1.87	未稼働	80	未稼働	10	未稼働	該当なし	未稼働	設置したが未使用

注1 「平成14年12月適用基準適合状況」の欄で「」印は、平成14年12月1日から適用される基準を上回った施設であることを示す。

注2 「焼却灰等の測定結果」の欄の網掛けは、平成14年12月1日から適用される基準を上回ったことを示す。

注3 「ばいじんの測定結果」の欄の網掛けは、平成14年12月1日から適用される基準を上回ったことを示す。

平成13年度ダイオキシン類測定結果個表 相双地方振興局管内

NO	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類	廃棄物焼却炉の規模		排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	H13.1月から 適用される排 出基準	H13.1月 適用基準 適合状況	H14.12月 から適用 される排 出基準	H14.12月 適用基準 適合状況	ばいじんの 測定結果 (ng-TEQ/g)	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	備考
						焼却能力 (kg/h)	火床面積 (m <sup>2</sup> )								
1	相双	原町市	丸三製紙㈱	マルサン焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	3000	19.04	0.016	80		5		0.017	0.0058	
2	相双	橋葉町	双葉地方広域市町村圏組合 南部衛生センター	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	2778	19.58	2.5	80		5		36	0.11	排出ガス、焼却灰、ばいじんとも2炉同時測定
3	相双	橋葉町	双葉地方広域市町村圏組合 南部衛生センター	2号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	2778	19.58		80		5				
4	相双	原町市	三和化学工業㈱原町工場	廃液焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	2594	3.87	休止中	80	休止中	5	休止中	該当なし	該当なし	H10.10から休止中
5	相双	相馬市	相馬方部衛生組合ゴミ焼却場	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	2500	18.46	4.3	80		5		4.7	0.010	
6	相双	相馬市	相馬方部衛生組合ゴミ焼却場	2号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	2500	18.46	未報告	80	未報告	5	未報告	未報告	未報告	
7	相双	浪江町	双葉地方広域市町村圏組合 北部衛生センター	1号炉	1-5 廃棄物焼却炉	2500	17.038	0.58	80		5		3.3	0.069	
8	相双	浪江町	双葉地方広域市町村圏組合 北部衛生センター	2号炉	1-5 廃棄物焼却炉	2500	17.038	0.72	80		5		3.5	0.78	
9	相双	原町市	原町方部環境衛生組合 クリーン原町センター	1号炉	1-5 廃棄物焼却炉	2187.5	15.174	0.23	80		5		1.1	0.023	
10	相双	原町市	原町方部環境衛生組合 クリーン原町センター	2号炉	1-5 廃棄物焼却炉	2187.5	15.174	0.065	80		5		1.2	0	
11	相双	原町市	大内新興化学工業㈱原町工場	廃棄物焼却炉(761)	1-5 廃棄物焼却炉	1500	2.14	0.054	80		10		該当なし	該当なし	
12	相双	相馬市	旭電化工業㈱相馬工場	廃棄物焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	1500	2.14	0.00017	80		10		該当なし	該当なし	
13	相双	広野町	三協化学㈱広野工場	廃液焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	1458	3.94	0.027	80		10		該当なし	該当なし	
14	相双	広野町	東京電力㈱中央火力事業所広野火力発電所	廃棄物焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	1000	-	休止中	80	休止中	10	休止中	休止中	休止中	H12.11から休止中
15	相双	大熊町	東京電力㈱福島第一原子力発電所	海生物焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	1000	-	0.73	80		10		0.021	0	
16	相双	橋葉町	東京電力㈱福島第二原子力発電所	海生物焼却設備	1-5 廃棄物焼却炉	630	-	0.81	80		10	廃止	0.43	0.0000054	H13.6.25廃止
17	相双	小高町	㈱コニカケミカル福島事業所	2号廃熱ボイラー	1-5 廃棄物焼却炉	528	17.5	休止中	80	休止中	10	休止中	該当なし	該当なし	H11.6から休止中
18	相双	原町市	㈱まるさセンター	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	495	10.32	3.9	80		10		3.9	2.0	
19	相双	富岡町	双葉地方広域市町村圏組合 双葉環境センター	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	417	6.8	0.11	80		10		0.12	0	
20	相双	原町市	原町方部環境衛生組合 零浄化センター	NO1 焼却設備	1-5 廃棄物焼却炉	385	8.5	0.031	80		10		未報告	0.00077	
21	相双	飯館村	飯館村一般廃棄物最終処分場焼却設備	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	375	3.5	0.066	80		10		0.66	0.00076	1回目の測定
								1.1					3.7	0.00038	2回目の測定
22	相双	大熊町	㈱佐洋運輸	廃棄物焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	350	3.525	3.1	80		10		0.13	0.16	
23	相双	大熊町	双葉運輸㈱	焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	220	1.98	1.2	80		10		4.0	0.23	
24	相双	原町市	小林建設工業㈱	1号	1-5 廃棄物焼却炉	190	1.16	5.1	80		10		4.4	1.1	
25	相双	大熊町	東京電力㈱福島第一原子力発電所	一般可燃物焼却炉(SGH-800)	1-5 廃棄物焼却炉	190	4.91	25	80		10		未報告	0.13	
26	相双	鹿島町	㈱菅野漬物食品 小池貯蔵所	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	190	5	6.0	80		10	廃止	0.15	0.15	H14.3.18廃止
27	相双	大熊町	東京電力㈱福島第一原子力発電所	一般廃棄物焼却炉(HOS8000)	1-5 廃棄物焼却炉	180	3.93	2.1	80		10		未報告	0.010	
28	相双	原町市	開場建設㈱	NO.1廃棄物焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	178	1.904	未報告	80	未報告	10	未報告	未報告	未報告	
29	相双	橋葉町	高野工業㈱橋葉団地工場	1号炉	1-5 廃棄物焼却炉	166.7	1.62	未報告	80	未報告	10	未報告	未報告	未報告	
30	相双	相馬市	相馬原釜漁業協同組合	1号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	162	1.17	3.7	80		10		未報告	0.26	
31	相双	大熊町	東京電力㈱福島第一原子力発電所	産業廃棄物焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	160	3	5.1	80		10		未報告	0.26	

32	相双	橋葉町	株式会社セキモト	1号焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	150	0.9	2.7	80		10		0.91	0.0087	
33	相双	大熊町	みどり化学㈱大熊工場	S-8焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	125	1	未報告	80	未報告	10	未報告	未報告	未報告	
34	相双	相馬市	門馬土建工業㈱	1号焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	110	2.54	0.46	80		10		該当なし	0.063	
35	相双	橋葉町	東京電力㈱福島第二原子力発電所	一般廃棄物焼却設備	1 - 5 廃棄物焼却炉	106	1.49	10	80		10		0.71	0.018	
36	相双	大熊町	銜沢内建設	1号焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	104	1.84	40	80		10		16	未報告	
37	相双	広野町	㈱メイコーFBセンター	F0-401 焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	100	0.85	4.9	80		10		2.9	0.015	
38	相双	原町市	日本デルモンテ㈱福島工場	焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	95	0.8	4.7	80		10		0.039	0.0068	
39	相双	浪江町	エスエス製薬㈱福島工場	焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	90	0.8	8.0	80		10	廃止	0.083	0.0018	H14.3.30廃止
40	相双	橋葉町	㈱松本製作所	1号焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	89	2.64	未報告	80	未報告	10	未報告	未報告	未報告	
41	相双	原町市	福島県相双保健所相双地区犬抑留所	焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	75	0.64	0.21	80		10		該当なし	0.024	
42	相双	相馬市	三星化学工業㈱相馬工場	1	1 - 5 廃棄物焼却炉	75	0.63	2.6	5	5			0.73	0.86	1回目の測定
								3.7					1.5	0.45	2回目の測定
43	相双	広野町	㈱矢戸工務店	1号焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	75	4.9	未報告	80	未報告	10	未報告	該当なし	未報告	
44	相双	浪江町	北伸産業㈱浪江工場	釜	1 - 5 廃棄物焼却炉	65	4.48	2.2	80		10		1.9	0.00031	
45	相双	相馬市	成田食品工業㈱	残渣焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	60	1.86	0.011	80		10		未報告	0.00043	
46	相双	相馬市	富双合成㈱相馬工場	0-010	1 - 5 廃棄物焼却炉	55	0.98	0.95	80		10		0.099	0.00019	
47	相双	原町市	福島県相双家畜保健衛生所	焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	50	0.64	0.14	80		10		該当なし	0.0083	
48	相双	橋葉町	福島医療環境㈱	焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	50	1.26	68	80		10		0.15	11	
49	相双	広野町	㈱三豊福島工場	焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	27	1.986	3.0	80		10		該当なし	0.00068	
50	相双	広野町	三協化学㈱広野工場	雑芥焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	20	1.986	0.025	80		10		該当なし	0.74	
51	相双	原町市	金門金属工業㈱	1号焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	15	1	23	80		10	廃止	該当なし	0.084	H14.3.29廃止
52	相双	相馬市	成田食品工業㈱	焼却炉	1 - 5 廃棄物焼却炉	10	0.84	36	80		10		該当なし	0.41	

注1 「平成14年12月適用基準適合状況」の欄で「」印は、平成14年12月1日から適用される基準を上回った施設であることを示す。

注2 「焼却灰等の測定結果」の欄の網掛けは、平成14年12月1日から適用される基準を上回ったことを示す。

注3 「ばいじんの測定結果」の欄の網掛けは、平成14年12月1日から適用される基準を上回ったことを示す。

平成13年度ダイオキシン類測定結果(水質)個表(中核市内を除く)

NO	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	特定施設の種類・数	放流水の 測定結果 pg-TEQ/L	H13.1月 から適用され る排出基準値	H13.1月 適用基準適合 状況	H15.1月 から適用され る排出基準値	H15.1月 適用基準適合 状況	備考
1	県北	福島市	福島市あぶくまクリーンセンター	2-7 灰の貯留施設 1	0.31	50		10		1回目の測定
					0.74					2回目の測定
2	県北	福島市	福島市あらかわクリーンセンター	2-7 灰の貯留施設 1	0.47	50		10		
3	県北	福島市	福島県立医科大学	2-7-イ 廃ガス洗浄施設 1	3.7	50		10		
4	県北	福島市	(株)東関東ダブル・ジー・ヤマギシ福島 営業所	2-7 灰の貯留施設 1	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし
				2-7-イ 廃ガス洗浄施設 1						
5	県北	二本松市	(株)七洋工業萩坂研究所	2-7 灰の貯留施設 1	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし
6	県北	保原町	伊達地方衛生処理組合ごみ焼却施設	2-7 灰の貯留施設 1	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし
7	県北	川俣町	富岡興業(株)TYS処理工場	2-7-イ 廃ガス洗浄施設 4	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし
				2-7-ロ 湿式集じん施設 1						
8	県北	本宮町	安達地方広域行政組合 清掃センター	2-7 灰の貯留施設 2	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし
				2-7-イ 廃ガス洗浄施設 2						
9	県北	東和町	クリーン東陽(株)	2-7-イ 廃ガス洗浄施設 2	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし、廃棄物処理法の許 可失効(H12.8.31)により休止中
10	県中	須賀川市	須賀川地方保健環境組合(ごみ処理施 設)	2-7 灰の貯留施設 1	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし
11	県中	須賀川市	トステム福島(株)須賀川工場	2-7-イ 廃ガス洗浄施設 1	0.12	50		10		排水処理施設出口で採水
12	県中	石川町	石川地方生活環境施設組合石川地方ご み焼却炉	2-7 灰の貯留施設 1	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし
13	県中	三春町	三春清掃センター	2-7 灰の貯留施設 1	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし
14	県中	三春町	日本化学工業(株)福島第二工場	2-7-イ 廃ガス洗浄施設 2	0.61	50		10		
15	県中	滝根町	田村東部環境センター	2-7 灰の貯留施設 1	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし
16	県中	船引町	船引町清掃センター	2-7 灰の貯留施設 1	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし
17	県南	白河市	西白河地方衛生処理組合	2-7 灰の貯留施設 1	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし
18	県南	白河市	住友ゴム工業(株)白河工場	2-7 灰の貯留施設 1	0.00035	50		10		
19	県南	泉崎村	大日本印刷テクノバック(株)	2-7 灰の貯留施設 1	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし

20	県南	泉崎村	東北環境㈱	2-7 灰の貯留施設 1	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし
				2-7-イ 廃ガス洗浄施設 1						
21	県南	矢吹町	㈱大馬工務店	2-7-ロ 湿式集塵施設 1	未報告	50	未報告	10	未報告	
22	県南	矢吹町	㈱大馬工務店 2	2-7-ロ 湿式集塵施設 1	未報告	50	未報告	10	未報告	
23	県南	大信村	㈱大紀アルミニウム工業所白河工場	2-6-イ 廃ガス洗浄施設 1	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし
24	県南	棚倉町	(有)平成クリーンサービス	2-7-ロ 湿式集塵施設 1	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし
25	県南	埴町	東白クリーンセンターごみ処理施設	2-7 灰の貯留施設 1	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし

26	会津	会津若松市	会津地区広域事業組合	2-7 灰の貯留施設 1	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし
27	会津	喜多方市	三神精工株式会社喜多方工場	2-6-ロ 湿式集塵施設 1	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし
28	会津	磐梯町	日曹金属化学(株)会津工場	2-7 灰の貯留施設 1	1.9	50		10		
				2-7-イ 廃ガス洗浄施設 6						
				2-7-ロ 湿式集塵施設 4						
29	会津	柳津町	有限会社あいづゲストセンター鶴ヶ峯産業廃棄物中間処理場	2-7 灰の貯留施設 1	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし
				2-7-イ 廃ガス洗浄施設 3						
				2-7-ロ 湿式集塵施設 1						
30	会津	三島町	三島町外二町一カ村衛生処理組合塵芥焼却場	2-7-イ 廃ガス洗浄施設 1	2.4	50		10		
31	会津	金山町	東北電力株式会社上田発電所	2-7 灰の貯留施設 1	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし
32	南会津	下郷町	田島下郷町衛生組合東部クリーンセンター	2-7 灰の貯留施設 1	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし
33	南会津	檜枝岐村	檜枝岐村クリーンセンター	2-7-イ 廃ガス洗浄施設 1	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし
				2-7 灰の貯留施設 1	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし
34	南会津	南郷村	西部環境衛生組合(環境センター)	2-7 灰の貯留施設 1	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし
35	相双	原町市	三和化学工業(株)原町工場	2-7-イ 廃ガス洗浄施設 2	休止中	50	休止中	10	休止中	H10.10から休止中
36	相双	原町市	原町方部環境衛生組合 クリーン原町センター	2-7 灰の貯留施設 2	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし
37	相双	原町市	大内新興化学工業(株)原町工場	2-7-ロ 湿式集塵施設 1	0.064	50		10		
38	相双	原町市	(株)まるさセンター	2-7-イ 廃ガス洗浄施設 1	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし(H14.4.5廃止)
39	相双	相馬市	相馬方部衛生組合ゴミ焼却場	2-7-イ 廃ガス洗浄施設 2	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし
40	相双	相馬市	旭電化工業(株)相馬工場	2-7-イ 廃ガス洗浄施設 1	0.0048	50		10		
41	相双	広野町	三協化学(株)広野工場	2-7-イ 廃ガス洗浄施設 1	0.0044	50		10		
42	相双	広野町	東京電力(株)中央火力事業所広野火力発電所	2-7-イ 廃ガス洗浄施設 1	休止中	50	休止中	10	休止中	H12.11から休止中
				2-7-ロ 湿式集塵施設 1						
43	相双	檜葉町	東京電力(株)福島第二原子力発電所	2-7-イ 廃ガス洗浄施設 1	0.082	50		10	廃止	H13.6.25廃止
44	相双	大熊町	東京電力(株)福島第一原子力発電所	2-7-イ 廃ガス洗浄施設 1	1.5	50		10		
				2-7-ロ 湿式集塵施設 1	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし
45	相双	大熊町	双葉運輸(株)	2-7-イ 廃ガス洗浄施設 1	該当なし	-	-	-	-	汚水等の排出なし
46	相双	小高町	(株)コニカケミカル福島事業所	2-7-イ 廃ガス洗浄施設 1	休止中	50	休止中	10	休止中	H11.6から休止中

## 平成13年度環境ホルモン調査結果の概要について

### 1 調査の目的

人などの内分泌作用を攪乱するおそれがある外因性内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）について、県内における環境中の濃度の実態把握及びデータの集積を目的として調査を実施しました。

### 2 調査機関

調査は、福島県、福島市、郡山市及びいわき市が行いました。

### 3 調査内容

調査は、大気、水質、底質、地下水、廃棄物処分場周辺の水質（放流水・処理水、周辺地下水）について行いました。

### 4 調査結果の概要

#### （1）大気

工業地域、住居地域、郊外の6地点11物質の調査を実施しました。  
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル等5物質が検出されました。

#### （2）水質

河川、湖沼、海域の15地点57物質の調査を実施しました。  
ポリ塩化ビフェニール類、ビスフェノールA等の7物質が検出されました。

#### （3）底質

河川、湖沼、海域の15地点12物質の調査を実施しました。  
ポリ塩化ビフェニール類、アルキルフェノール等9物質が検出されました。

#### （4）地下水

7地方振興局の14地点7物質の調査を実施しました。  
いずれの物質も検出されませんでした。

#### （5）水生生物

河川、海域の4地点12物質の調査を実施しました。  
ポリ塩化ビフェニール類、トリブチルスズ等7物質が検出されました。

#### （6）廃棄物最終処分場の周辺地下水及び放流水等

廃棄物最終処分場10施設20地点について、各7物質の調査を実施しました。  
アルキルフェノール、ビスフェノールA等4物質が検出されました。

検出された値は、過去の国の調査結果の範囲内でした。

なお、検出された17物質の名称と主な用途は、別紙のとおりです。

## 別紙

## 平成13年度調査において検出された化学物質と主な用途

No	SP EE D' 98 No	化学物質名	検出媒体						主な用途
			大気	水質	底質	地下水	水生生物	処分場	
1	2	ポリ塩化ビフェニール類							熱媒体、ノカーボン紙、電気製品
2	5	ペンタクロロフェノール							防腐剤、除草剤、殺菌剤
3	7	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸							除草剤
4	33	トリブチルスズ							船底塗料、漁網の防腐剤
5	34	トリフェニルスズ							船底塗料、漁網の防腐剤
6	36	アルキルフェノール (ノニルフェノールなど)							界面活性剤の原料、分解生成物
7	37	ビスフェノールA							樹脂の原料
8	38	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル							プラスチックの可塑剤
9	39	フタル酸ブチルベンジル							プラスチックの可塑剤
10	40	フタル酸ジ-n-ブチル							プラスチックの可塑剤
11	43	ベンゾ(a)ピレン							(非意図的生成物)
12	44	2,4-ジクロロフェノール							染料中間体
13	45	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル							プラスチックの可塑剤
14	-	カドミウム							顔料、電池、合金、メッキ
15	-	鉛							鉛管、蓄電池、電線被覆、はんだ
16	-	水銀							乾電池、蛍光灯、体温計、触媒
17	-	17 - エストラジオール							人畜由来ホルモン

## 平成13年度福島空港航空機騒音測定結果

この調査結果は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づき、航空機騒音に係る環境基準（以下「環境基準」という。）の類型指定を行った福島空港周辺の地域で実施した騒音測定結果について、環境基準の維持達成状況を取りまとめたものです。

### 1 調査の概要

#### (1) 調査時期

春季：平成13年5月9日～15日、5月17日～23日

夏季：平成13年7月11日～17日、7月19日～25日

秋季：平成13年10月10日～16日、10月19日～25日

冬季：平成14年2月6日～12日、2月14日～20日

#### (2) 調査機関

福島県

#### (3) 調査地点

環境基準の類型指定地域内の4地点（図-1のとおり）

（滑走路北側延長線方向 1地点）  
（滑走路南側延長線方向 3地点）

#### (4) 調査方法

「航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第154号）」に基づき、自動測定装置を用いて、連続7日間の騒音測定を行いました。

評価にあたっては、1日ごとのWECPNLを求め、各地点ごとのWECPNL値のパワー平均値を算出し、環境基準と比較しました。

### 2 調査結果の概要

3市町村の4地点について、季節毎の測定結果は53～68WECPNLの範囲であり、年間平均値は58～67WECPNLの範囲でした。

環境基準と比較すると、すべての調査地点において、季節毎及び年間平均値とも航空機騒音に係る環境基準（75WECPNL以下）を達成しました。

平成13年度の航空機騒音測定結果は、表-1のとおりです。

表-1 平成13年度福島空港周辺の航空機騒音測定結果

地点番号	測定地点	測定時期	離着陸機数 (機/週)	騒音の測定結果 (WECPNL)	年間平均値 (WECPNL)	環境基準 (WECPNL)
	須賀川市 雨田 地区	春季	3 2	6 1	5 8	75以下
		夏季	2 6	6 0		
		秋季	1 5	5 5		
		冬季	1 0	5 3		
	玉川村 小高 地区	春季	5 3	6 5	6 7	
		夏季	6 3	6 6		
		秋季	8 4	6 8		
		冬季	5 7	6 7		
	玉川村 川辺 地区	春季	4 7	6 4	6 4	
		夏季	4 8	6 2		
		秋季	6 1	6 6		
		冬季	4 1	6 4		
	石川町 中野 地区	春季	3 8	6 1	6 3	
		夏季	5 9	6 5		
		秋季	5 1	6 3		
		冬季	2 5	5 9		

(注) 1 離着陸機数は、各測定地点において航空機騒音と判断された音から推定した機数です。

2 騒音の測定結果は、1日ごとのWECPNL値をパワー平均したものです。

### 3 まとめ

騒音調査結果は、類型指定地域内のすべての調査地点において環境基準以下でした。

参 考〔航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第154号）〕

環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえ維持されることが望ましい基準として、次のとおり定められています。

地域の類型	基準値 (WECPNL)	当てはめる地域
	70以下	専ら住居の用に供される地域
	75以下	類型 以外の地域であって、通常的生活を保全する必要がある地域

県は、平成6年福島県告示第663号により、福島空港の周辺地域を類型 として指定しました。

WECPNLについて

航空機騒音の評価については、航空機の通常時の騒音レベルに昼夜別の通過機数の重みをつけて評価するWECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）の単位が用いられています。この単位は「航空機騒音のうるささの単位」ともよばれています。

$$WECPNL = \overline{dB(A)} + 10 \log_{10} N - 27$$

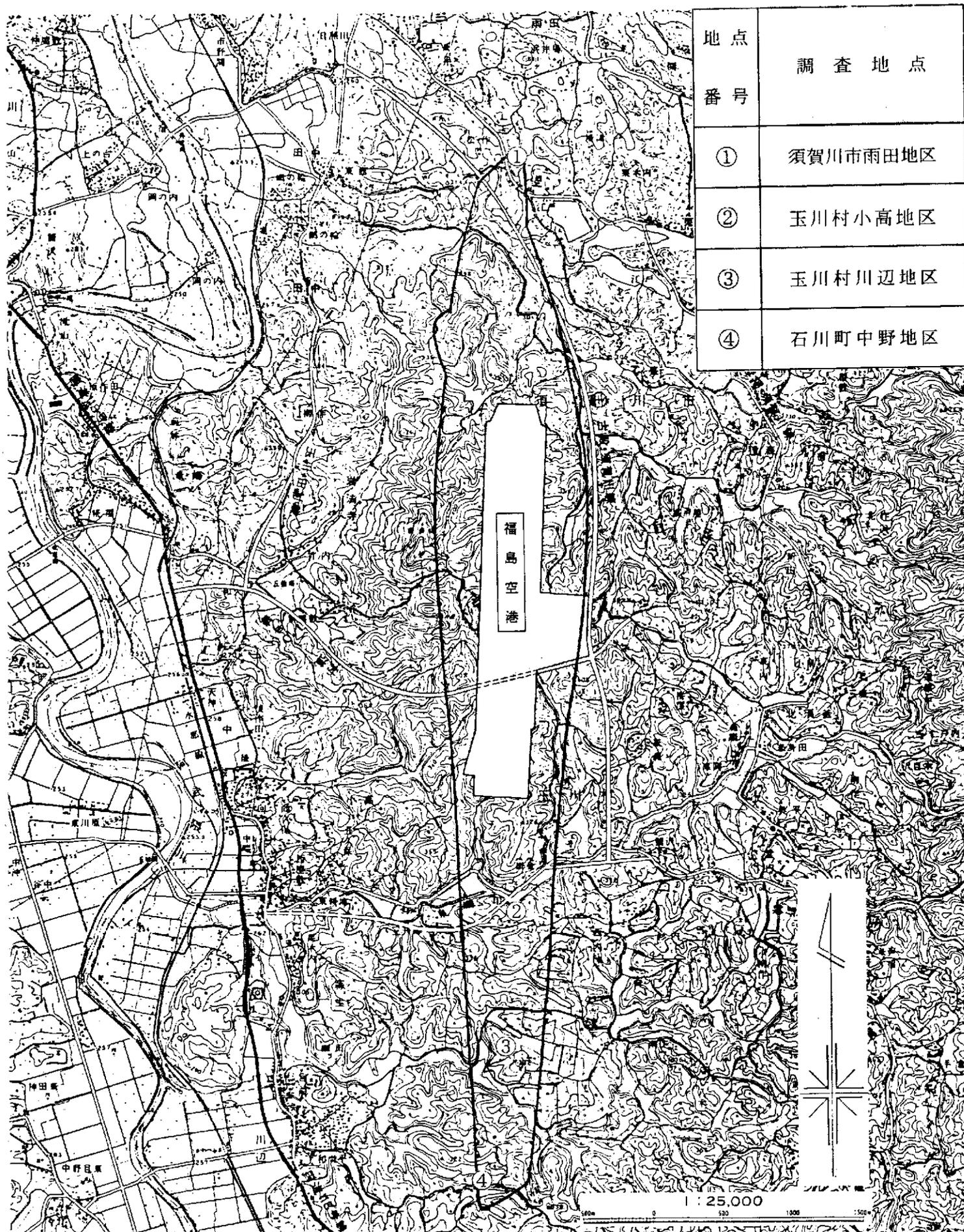
$\overline{dB(A)}$  : 各航空機通過時の騒音のピークレベルの1日のパワー平均値

N : 各時間ごとに通過した航空機の機数から次の式により算出される値

$$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

$N_1$  : 0～7時の機数       $N_2$  : 7～19時の機数  
 $N_3$  : 19～22時の機数       $N_4$  : 22～24時の機数

図-1 福島空港周辺の騒音測定地点図



(注) 航空機騒音に係る環境基準のⅡ類型を当てはめた指定地域の範囲は、上図の実線で囲まれた地域である。ただし、福島空港の敷地、福島空港公園の区域及び河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域を除く。

この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の2.5万分の1地形図を複製したものである。（承認番号）平6東複、第462号

## 平成13年度自動車交通騒音の常時監視測定結果

この調査結果は、騒音規制法第18条に基づき、環境基本法第16条により定めた騒音に係る環境基準（以下「環境基準」という。）の類型指定地域（以下「指定地域」という。）内において実施した自動車交通騒音の常時監視測定結果について、環境基準（道路に面する地域）の維持達成状況を取りまとめたものです。

### 1 調査の概要

#### (1) 調査時期

平成13年11月～平成14年3月

#### (2) 調査機関

福島県

#### (3) 調査区間

福島市、会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市、本宮町、石川町及び西郷村の指定地域内において、幹線交通を担う道路の50路線86区間を調査対象とし、このうち24区間を代表区間として選定し、道路近傍騒音を測定しました。

#### (4) 調査・評価方法

調査については、「騒音に係る環境基準について」に基づき、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 地域評価編（道路に面する地域）」（以下「マニュアル」という。）に定める方法により、道路近傍騒音を測定しました。

評価については、マニュアルに基づき、道路近傍騒音の実測値を用いて、50路線86区間の道路について、道路端から50mの範囲内に存在する住居等の騒音レベルを推計し、環境基準の達成戸数とその割合を把握する「面的評価」を行いました。

### 2 調査結果の概要

環境基準の達成状況を指定地域別にみると、A類型では全時間帯で環境基準を達成した割合（達成率）は99.4%、B類型での達成率は98.9%、C類型での達成率は98.6%でした。（表-1）

表-1 指定地域別環境基準達成状況

	評価区間内戸数	全時間帯で達成	一部の時間帯で達成	全時間帯で非達成
全 体	9 8 2 4 戸	9 7 1 7 戸 (98.9%)	6 6 戸 (0.7%)	4 1 戸 (0.4%)
A 類 型	1 8 4 8 戸	1 8 3 6 戸 (99.4%)	6 戸 (0.3%)	6 戸 (0.3%)
B 類 型	4 5 7 2 戸	4 5 2 3 戸 (98.9%)	2 7 戸 (0.6%)	2 2 戸 (0.5%)
C 類 型	3 4 0 4 戸	3 3 5 8 戸 (98.6%)	3 3 戸 (1.0%)	1 3 戸 (0.4%)

また、時間帯別の達成状況からみると、いずれの指定地域についても、昼の時間帯(6:00～22:00)より夜の時間帯(22:00～6:00)で環境基準の非達成戸数が増加しました。(表-2)

表-2 時間帯別環境基準達成状況

指定地域 時間区分	A 類 型		B 類 型		C 類 型	
	環境基準 達成	環境基準 非達成	環境基準 達成	環境基準 非達成	環境基準 達成	環境基準 非達成
昼	1 8 4 0 戸 (99.6%)	8 戸 (0.4%)	4 5 4 3 戸 (99.4%)	2 9 戸 (0.6%)	3 3 8 3 戸 (99.4%)	2 1 戸 (0.6%)
夜	1 8 3 8 戸 (99.5%)	1 0 戸 (0.5%)	4 5 3 0 戸 (99.1%)	4 2 戸 (0.9%)	3 3 6 6 戸 (98.9%)	3 8 戸 (1.1%)

さらに、道路種類別の達成状況を指定地域ごとにみると、一般国道のA類型地域及び市町村道のB類型地域で達成率が100%でした。(表-3)

表-3 道路種類別環境基準達成状況

指定地域 道路種別	A 類 型	B 類 型	C 類 型	計
一 般 国 道	4 3 1 戸 (100%)	1 4 4 7 戸 (97.8%)	1 1 5 8 戸 (97.7%)	3 0 3 6 戸 (98.1%)
主 要 地 方 道	9 8 0 戸 (99.1%)	1 6 1 9 戸 (99.3%)	1 2 6 5 戸 (98.8%)	3 8 6 4 戸 (99.1%)
一 般 県 道	4 2 5 戸 (99.3%)	1 1 6 7 戸 (99.6%)	9 3 5 戸 (99.6%)	2 5 2 7 戸 (99.5%)
市 町 村 道	注)	2 9 0 戸 (100%)	注)	2 9 0 戸 (100%)
合 計	1 8 3 6 戸 (99.4%)	4 5 2 3 戸 (98.9%)	3 3 5 8 戸 (98.6%)	9 7 1 7 戸 (98.9%)

注) 今回の調査ではA類型及びC類型地域内に市町村道は該当ありませんでした。

### 3 まとめ

調査を実施した50路線86区間において、道路端から50mの範囲内に存在する住居等9824戸のうち、全時間帯で環境基準を達成したのは9717戸であり、達成率は98.9%でした。

環境基準の達成率は一般国道沿線のC類型地域で最も低く97.7%でした。これは商業地域及び工業地域内であり、自動車交通量が多いためと考えられます。

参 考 〔騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）〕

騒音に係る環境基準 (単位：デシベル)

地域の類型			時間の区分	
			昼間	夜間
			6:00～22:00	22:00～6:00
AA（特に静穏を要する地域）			50 以下	40 以下
一般の地域	A（専ら住居の用に供される地域）		55 以下	45 以下
	B（主として住居の用に供される地域）			
	C（相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域）		60 以下	50 以下
道路に面する地域	A	2車線以上の道路	60 以下	55 以下
	B	2車線以上の道路	65 以下	60 以下
	C	車線を有する道路		

（注）本県では類型 AA の指定はありません。

幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準 (単位：デシベル)

該当地域			時間の区分	
			昼間	夜間
			6:00～22:00	22:00～6:00
幹線交通を担う道路に近接する空間	2車線以下の道路の端から 15m		70 以下	65 以下
	2車線を超える道路の端から 20m			

（注）幹線交通を担う道路とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいいます。

## 平成13年度環境騒音調査結果

この調査結果は、環境基本法第16条の規定に基づき、騒音に係る環境基準（以下「環境基準」という。）の類型指定を行った地域で実施した騒音測定結果について、環境基準（一般地域）の維持達成状況を取りまとめたものです。

### 1 調査の概要

#### (1) 調査時期

平成13年5月～平成14年1月

#### (2) 調査機関

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、原町市、喜多方市、二本松市、本宮町（8市1町）

#### (3) 調査地点

類型指定地域内であって、当該地域の騒音レベルを代表すると思われる地点及び騒音に係る問題が生じやすい地点として40地点で実施しました。（表-1）

表-1 市町村別・類型区分別調査地点数

市町村名	調査時期	A 類型	B 類型	C 類型	計
福島市	11月～12月	3	1	4	8
会津若松市	9月	1	2	0	3
郡山市	5月	2	1	2	5
いわき市	H14.1月	7	3	0	10
白河市	7月～10月	1	1	2	4
原町市	10月～11月	2	2	2	6
喜多方市	9月	0	1	0	1
二本松市	9月	0	1	1	2
本宮町	7月	0	1	0	1
合計		16	13	11	40

#### (4) 調査方法

「騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）」に基づき、昼間（6:00～22:00）及び夜間（22:00～翌日の6:00）について、JIS Z8731に定める方法により、原則として24時間連続で騒音測定を行い、Leq（等価騒音レベル）を算出しました。

## 2 調査結果の概要

全体の調査地点において、全時間帯で環境基準を達成した地点は40地点のうち30地点であり、達成率は75.0%でした。（別表）

また、これを類型別にみると、A類型では全時間帯で環境基準を達成した地点は、16地点のうち14地点で、達成率は87.5%、B類型では13地点のうち7地点で達成率は53.8%、C類型では11地点のうち9地点で達成率は81.8%でした。（表 - 2）

表 - 2 環境基準の達成状況

	調査地点数	全時間帯で達成	一部の時間帯で達成	全時間帯で非達成
全 体	40地点	30地点 (75.0%)	6地点 (15.0%)	4地点 (10.0%)
A 類 型	16地点	14地点 (87.5%)	1地点 (6.2%)	1地点 (6.2%)
B 類 型	13地点	7地点 (53.8%)	4地点 (30.8%)	2地点 (15.4%)
C 類 型	11地点	9地点 (81.8%)	1地点 (9.1%)	1地点 (9.1%)

注) 達成率は四捨五入により小数第1位で示しているため、合計が100%にならない場合があります

さらに、時間帯別の達成状況をみると、B類型の地域における夜の時間帯で環境基準の非達成地点が多く見られました。（表 - 3）

表 - 3 時間帯別環境基準達成状況

地 域 型 時 間 区 分	A 類 型		B 類 型		C 類 型	
	環境基準達成	環境基準非達成	環境基準達成	環境基準非達成	環境基準達成	環境基準非達成
昼 間	15地点	1地点	11地点	2地点	10地点	1地点
夜 間	14地点	2地点	7地点	6地点	9地点	2地点

## 3 まとめ

調査を実施した40地点のうち、全時間帯で環境基準を達成したのは、30地点であり、達成率は75.0%でした。

環境基準の非達成地点はB類型（主として住居の用に供される地域）の地域における夜の時間帯で多く見られましたが、これは、主として地域住民の自動車音、工場の音、家庭内の生活音及び虫の鳴き声等の自然音に起因する騒音によるものと考えられます。

参 考 〔騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）〕

一般地域

（単位：デシベル）

地域の 類 型	昼 間	夜 間	該 当 す る 地 域
A A	50以下	40以下	療養施設、社会福祉施設等が集合している地域など特に静穏を要する地域
A	55以下	45以下	専ら住居の用に供される地域
B	55以下	45以下	主として住居の用に供される地域
C	60以下	50以下	相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域

（注）1 本県では、類型 A A の指定はありません。

2 「昼間」とは、午前6時から午後10時まで、「夜間」とは、午後10時から翌日の午前6時までの時間帯をいいます。

平成13年度環境騒音（一般地域）調査結果

一連番号	市町村名	測定地点	調査時期	環境基準類型	都市計画法用途地域	等価騒音レベル（dB）				代表的な騒音	
						昼間		夜間			
						環境基準値	測定結果	環境基準値	測定結果	昼間	夜間
1	福島市	渡利	11月	A	第1種低層住居専用	55	49	45	40	1・4・5	1・4
2		南沢又	11月	A	第1種中高層住居専用	55	47	45	40	1・4・5・6	1・4
3		蓬萊町4丁目	11月	A	第2種低層住居専用	55	47	45	40	1・4・5	1・4
4		東浜町	11月	B	第1種住居	55	49	45	40	1・4・5	1・4
5		大町	12月	C	商業	60	50	50	44	1・2・5	1・2・3・4
6		太平寺	11月	C	工業	60	53	50	46	1・4・6	1
7		黒岩	11月	C	近隣商業	60	49	50	43	1・5・6	1・5
8		瀬上町	11月	C	工業	60	59	50	49	1・3・5・6	1・5
9	会津若松市	堤町	9月	A	第1種中高層住居専用	55	46	45	42	8	8
10		古川町	9月	B	第1種住居	55	50	45	59	1・3	4
11		扇町	9月	B	第1種住居	55	49	45	51	3	3
12	郡山市	安積町西長久保	5月	A	第1種中高層住居専用	55	53	45	50	1	5
13		蒲倉町	5月	A	第1種低層住居専用	55	44	45	39	1	1
14		朝日3丁目	5月	B	第1種住居	55	56	45	48	1	3
15		喜久田町双又	5月	C	準工業	60	49	50	42	1	5
16		清水台1丁目	5月	C	商業	60	55	50	53	1	1
17	いわき市	泉ヶ丘2丁目	1月	A	第1種低層住居専用	55	49	45	41	9	9
18		平中神谷	1月	A	第1種中高層住居専用	55	46	45	39	9	9
19		中央台飯野1丁目	1月	A	第1種低層住居専用	55	46	45	36	9	9
20		湘南台2丁目	1月	A	第1種低層住居専用	55	44	45	35	9	9
21		四倉町上仁井田	1月	A	第1種中高層住居専用	55	50	45	45	9	9
22		常磐上湯長谷町	1月	A	第1種低層住居専用	55	54	45	41	9	9
23		平下平窪1丁目	1月	A	第1種中高層住居専用	55	52	45	39	9	9
24		錦町江栗3丁目	1月	B	第1種住居	55	46	45	41	9	9
25		金山町朝日台	1月	B	第2種住居	55	45	45	41	9	9
26		内郷高坂町	1月	B	第1種住居	55	45	45	39	9	9
27	白河市	字栄町	7月	A	第1種中高層住居専用	55	64	45	54	1・7	4・5
28		字日影	7月	B	第1種住居	55	51	45	43	7	4・5
29		字八幡小路	8月	C	商業	60	55	50	48	1・6	5
30		字和尚壇	10月	C	工業	60	64	50	55	1・3	1・5
31	原町市	仲町2丁目	11月	A	第1種低層住居専用	55	52	45	36	1	8
32		桜井町1丁目	11月	A	第1種中高層住居専用	55	52	45	43	1	8
33		二見町1丁目	10月	B	第1種住居	55	46	45	39	1	8
34		大町2丁目	10月	B	第1種住居	55	48	45	44	1	8
35		旭町4丁目	11月	C	準工業	60	48	50	46	1	8
36		栄町3丁目	10月～11月	C	商業	60	48	50	40	1	8
37	喜多方市	字町田	9月	B	第1種住居	55	62	45	55	1	5
38	二本松市	金色	9月	B	第2種住居	55	53	45	49	1	1・5
39		若宮1丁目	9月	C	近隣商業	60	56	50	50	1・7	1・5
40	本宮町	字栄田	7月	B	第1種住居	55	55	45	53	1	1

（注）測定結果の網掛けは環境基準を超過していることを表します。

代表的な騒音 1：自動車音、2：自動車以外の道路音、3：工場・事業場音、4：家庭音、5：自然音  
6：特殊音、7：その他、8：不特定音、9：無人調査のため特定できず

## 平成13年度自動車交通騒音実態調査結果

この調査結果は、騒音規制法（以下「法」という。）第21条に基づき、法第3条に基づく騒音について指定する地域（以下「指定地域」という。）内の自動車騒音の実態を把握するため、市町村が実施した騒音測定結果について、法第17条に基づく限度（以下「要請限度」という。）の達成状況を取りまとめたものです。

### 1 調査の概要

#### (1) 調査時期

平成13年5月～平成13年12月

#### (2) 調査機関

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、原町市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、本宮町、大越町、矢吹町、柳津町、会津高田町、富岡町、西郷村（10市6町1村）

#### (3) 調査方法

「法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」の第5条に示された方法に基づき、各調査機関が調査地点を選定し、昼間（午前6時～午後10時）及び夜間（午後10時～翌日の午前6時）の時間帯について、JIS Z8731に定める方法により、原則として24時間連続（1日間のみ）で自動車騒音の測定を行い、 $L_{eq}$ （等価騒音レベル）を算出しました。

#### (4) 調査地点

平成13年度における調査地点の総数は69地点で、そのうち国道の調査地点は36地点と全調査地点の52%を占めています

市町村別及び道路の種類別の内訳は表-1のとおりです。

表-1 市町村別及び道路の種類別の調査地点数

市町村名	調査時期	国 道	主要地方道	一般県道	市町村道	計
福島市	10月	8	3	1	0	12
会津若松市	7月	5	1	0	0	6
郡山市	7月・10月	10	0	1	1	12
いわき市	10月・12月	0	3	0	0	3
白河市	8月・10月	2	2	0	0	4
原町市	9月・10月	1	2	2	1	6
須賀川市	11月	2	1	0	0	3
喜多方市	8月	1	2	1	2	6

市町村名	調査時期	国 道	主要地方道	一般県道	市町村道	計
相馬市	11月・12月	1	0	0	1	2
二本松市	9月	0	0	2	0	2
本宮町	7月	1	0	0	0	1
柳津町	10月	0	1	0	0	1
会津高田町	5月・8月	3	0	0	1	4
西郷村	10月	1	0	0	0	1
矢吹町	11月	1	0	0	1	2
大越町	6月	0	2	0	0	2
富岡町	11月	0	0	1	1	2
合 計		3 6	1 7	8	8	6 9

## 2 調査結果の概要

全体の調査地点について、全時間帯で要請限度以下だったのは69地点のうち61地点であり、その割合は88.4%でした。（別表）

また、これを区域区分別に見ると、全時間帯で要請限度以下であったのは、a区域は7地点のうち7地点（100%）でしたが、b区域では26地点のうち23地点（88.5%）、c区域では36地点のうち31地点（86.1%）でした。（表 - 2）

表 - 2 区域区分別要請限度超過状況

地域の区分	調査地点数	全時間帯で 要請限度以下	一部の時間帯で 要請限度超過	全時間帯で 要請限度超過
全 体	6 9 地点	6 1 地点 ( 88.4% )	6 地点 ( 8.7% )	2 地点 ( 2.9% )
a 区域	7 地点	7 地点 ( 100% )	0 地点 ( 0% )	0 地点 ( 0% )
b 区域	2 6 地点	2 3 地点 ( 88.5% )	2 地点 ( 7.7% )	1 地点 ( 3.8% )
c 区域	3 6 地点	3 1 地点 ( 86.1% )	4 地点 ( 11.1% )	1 地点 ( 2.8% )

また、時間帯別の要請限度の超過状況をみると、昼間は2地点（2.9%）、夜間は8地点（11.6%）となっています。（表 - 3）

表 - 3 時間帯別の要請限度超過状況

区域の区分	調査地点数	時間帯別要請限度超過地点数	
		昼間	夜間
全体	69地点	2地点 (2.9%)	8地点 (11.6%)
a区域	7地点	0地点 (0%)	0地点 (0%)
b区域	26地点	1地点 (3.8%)	3地点 (11.5%)
c区域	36地点	1地点 (2.8%)	5地点 (13.9%)

道路種類別の要請限度超過状況をみると、国道の測定地点36地点のうち8地点（22.2%）で超過していましたが、主要地方道、一般県道及び市町村道での超過地点はありませんでした。（表 - 4）

表 - 4 道路種類別の要請限度超過状況

	国道	主要地方道	一般県道	市町村道	計
調査地点数	36地点	17地点	8地点	8地点	69地点
要請限度を超過した地点	8地点 (22.2%)	0地点 (0%)	0地点 (0%)	0地点 (0%)	8地点 (11.6%)

### 3 まとめ

調査を実施した69地点のうち、全時間帯で要請限度以下だったのは61地点（88.4%）でした。

区域区別ではc区域（商業、工業地域等）で要請限度の超過率が13.9%と高く、時間帯別では、夜間の超過率が11.6%と昼間の2.9%よりも高い値でした。

また、道路種類別では、国道の8地点で要請限度を超過していました。

参 考〔騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の要請限度〕

指定地域内の自動車騒音の要請限度は、騒音規制法に基づき定められており、この限度を超過している場合は、市町村長は関係機関（道路管理者又は公安委員会）に対して、道路の改修や交通規制などの自動車交通騒音防止対策の要請や意見を述べる事ができることとなっています。

表 自動車騒音の限度 (単位：デシベル)

	区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	昼 間	夜 間
			午前 6 時 ～ 午後 10 時	午後 10 時 ～ 翌日の午前 6 時
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		6 5	5 5
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		7 0	6 5
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		7 5	7 0

- (注) 1 車線とは、1 縦列の自動車（2 輪を除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分です。
- 2 区域は騒音規制法第 3 条に基づき指定された地域とします。
- 3 「a 区域」：用途地域のうち第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及びそれに相当する地域  
「b 区域」：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及びそれに相当する地域  
「c 区域」：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びそれに相当する地域
- 4 幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車道を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車道を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は表の規定にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとなっています。
- 5 幹線交通を担う道路とは道路法第 3 条に規定する高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいいます。

別表 平成13年度自動車騒音実態調査結果

一連番号	市町村名	測定地点	調査時期	道路名	道路種別	車線数	道路端からの距離(m)	要請限度区分	騒音規制法	測定結果(dB)		要請限度(dB)		環境基準(dB)	
										昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	福島市	松浪町	10月	国道4号線	国	6	0.0	c	3種	72	70	75	70	70	65
2		鳥谷野	10月	国道4号線	国	4	0.0	c	4種	71	72	75	70	70	65
3		天神町	10月	国道13号線	国	4	0.0	c	3種	68	66	75	70	70	65
4		泉	10月	国道13号線西道路	国	2	0.0	b	2種	74	69	75	70	70	65
5		南中央	10月	国道13号線西道路	国	4	0.0	c	3種	67	62	75	70	70	65
6		小倉寺	10月	国道114号線	国	2	0.0	a	1種	72	66	75	70	70	65
7		舘の前	10月	国道115号線	国	4	0.0	b	2種	68	62	75	70	70	65
8		方木田	10月	国道115号線	国	4	0.0	b	2種	71	66	75	70	70	65
9		笹谷	10月	福島飯坂線	主	2	0.0	b	2種	72	68	75	70	70	65
10		岡部	10月	福島保原線	主	2	0.0	a	2種	70	64	75	70	70	65
11		野田町	10月	福島吾妻裏磐梯線	主	2	0.0	b	2種	68	63	75	70	70	65
12		鎌田	10月	飯坂保原線	県	4	0.0	b	2種	69	63	75	70	70	65
13	会津若松市	一箕町鶴賀	7月	国道49号線	国	4	1.9	c	3種	71	66	75	70	70	65
14		町北町大字上荒久田	7月	国道49号線	国	4	2.7	c	3種	69	63	75	70	70	65
15		錦町	7月	国道118号線	国	2	0.6	c	3種	67	62	75	70	70	65
16		一箕町亀賀	7月	国道118号線	国	4	1.4	c	4種	66	62	75	70	70	65
17		舘馬町	7月	国道401号線	国	4	3.5	b	2種	67	61	75	70	70	65
18		花春町	7月	会津若松裏磐梯線	主	4	1.0	c	3種	68	61	75	70	70	65
19	郡山市	安積町笹川	7月	国道4号線バイパス	国	2	0.5	b	2種	68	69	75	70	70	65
20		亀田	10月	国道4号線バイパス	国	4	18.7	b	2種	64	62	75	70	70	65
21		富田町音路	8月	国道4号線バイパス	国	2	16.0	b	2種	76	78	75	70	70	65
22		図景	10月	国道4号線	国	4	3.4	c	3種	70	66	75	70	70	65
23		富久山町久保田	8月	国道4号線	国	3	2.5	b	2種	72	71	75	70	70	65
24		安積町日出山	10月	国道49号線	国	2	1.0	b	2種	72	69	75	70	70	65
25		菜根	7月	国道49号線	国	2	3.1	b	2種	68	65	75	70	70	65
26		下亀田	8月	国道49号線	国	4	4.0	c	3種	69	66	75	70	70	65
27		熱海町	10月	国道49号線	国	2	12.0	c	3種	63	64	75	70	70	65
28		富久山町久保田	7月	国道288号線	国	2	2.7	c	4種	67	64	75	70	70	65
29		虎丸町	10月	河内郡山線	県	2	4.8	c	3種	64	61	75	70	70	65
30		豊田町	8月	市道荒井八山田線	市	5	2.6	b	2種	65	61	75	70	70	65
31	いわき市	小名浜岡小名	10月	小名浜平線	主	2	0.0	c	3種	71	68	75	70	70	65
32		鹿島町船戸	11月	小名浜平線	主	4	0.0	c	3種	69	64	75	70	70	65
33		郷ヶ丘	12月	小名浜平線	主	4	5.0	b	2種	70	65	75	70	70	65
34	白河市	字米村道北	9月	国道4号線	国	2	0.0	c	3種	73	74	75	70	70	65
35		字鬼越	8月	国道289号線バイパス	国	2	0.0	a	1種	70	64	75	70	70	65
36		字中田	10月	白河石川線	主	2	3.2	b	2種	62	55	75	70	70	65
37		字道場小路	8月	白河羽鳥線	主	4	0.0	c	3種	74	65	75	70	70	65

一連番号	市町村名	測定地点	調査時期	道路名	道路種別	車線数	道路端からの距離(m)	要請限度区分	騒音規制法	測定結果(dB)		要請限度(dB)		環境基準(dB)	
										昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
38	原町市	日の出町	10月	国道6号線	国	2	0.7	c	3種	70	71	75	70	70	65
39		桜井町	9月	原町川俣線	主	2	1.1	c	3種	70	62	75	70	70	65
40		栄町	10月	原町二本松線	主	2	1.0	c	3種	66	60	75	70	70	65
41		南町	9月	浪江鹿島線	県	2	0.6	c	3種	68	61	75	70	70	65
42		高見町	9月	下洪佐南新田線	県	2	1.8	c	4種	67	60	75	70	70	65
43		仲町	10月	原町高倉線	市	2	0.5	a	1種	66	57	70	65	60	55
44	須賀川市	大黒町	11月	国道4号線	国	4	0.0	b	2種	71	72	75	70	70	65
45		馬町	11月	国道118号線	国	2	0.0	c	3種	70	65	75	70	70	65
46		西の内町	11月	中野須賀川線	主	2	0.0	a	1種	66	59	75	70	70	65
47	喜多方市	下江	8月	国道459号線	国	2	0.0	b	2種	67	49	75	70	70	65
48		豊川町米室	8月	喜多方会津坂下線	主	2	0.0	b	2種	67	51	75	70	70	65
49		字一丁目	8月	喜多方会津坂下線	主	2	0.0	c	3種	68	53	75	70	70	65
50		字町田	8月	喜多方停車場線	県	2	0.0	c	3種	69	50	75	70	70	65
51		字諏訪	8月	元西会津線	市	2	0.0	a	2種	65	51	70	65	60	55
52		井戸尻	8月	下勝北町線	市	2	0.0	c	3種	65	51	75	70	65	60
53	相馬市	中村	11月	国道115号線	国	2	4.0	b	2種	61	53	75	70		
54		中村	12月	高池明神前線	市	2	2.0	b	2種	66	58	75	70		
55	二本松市	金色久保	9月	二本松安達線	県	2	0.5	b	2種	63	56	75	70	70	65
56		若宮	9月	須賀川二本松線	県	2	0.5	c	3種	68	62	75	70	70	65
57	本宮町	字栄田	7月	国道4号線	国	4	1.0	c	3種	75	75	75	70	70	65
58	柳津町	大字砂子原	10月	柳津昭和線	主	2	1.0	b	2種	60	44	75	70		
59	会津高田町	字高田甲	5月	国道401号線	国	2	1.0	c	3種	68	60	75	70		
60		字高田乙	6月	国道401号線	国	2	1.0	b	2種	58	50	75	70		
61		字宮里	8月	国道401号線	国	2	1.0	c	4種	64	59	75	70		
62		字外川原甲	8月	町道2008号線	町	2	1.0	b	2種	67	58	75	70		
63	西郷村	大字小田倉	10月	国道4号線	国	4	7.0	c	3種	68	69	75	70	70	65
64	矢吹町	北町	11月	国道4号線	国	2	1.0	c	3種	77	79	75	70		
65		八幡町	11月	松倉大池線	町	2	1.0	b	2種	68	61	75	70		
66	大越町	大字上大越	6月	船引大越小野線	主	2	0.0	c	3種	66	56	75	70		
67		大字上大越	6月	船引大越小野線	主	2	0.0	c	4種	67	56	75	70		
68	富岡町	中央	11月	富岡大越線	県	2	0.5	c	3種	62	54	75	70		
69		夜の森南	11月	大原原線	町	2	0.5	a	2種	62	55	70	65		

(注) 基準又は限度に網掛けされている部分は、測定結果について、基準の非達成又は限度の超過を表します。  
道路種別 国：国道 主：主要地方道 県：県道 市、町：市町村道を表します。  
昼間とは午前6時～午後10時、夜間とは午後10時～翌日の午前6時を指します。  
環境基準類型指定がなされている地域では、あわせて環境基準値を表示しました。  
(福島県では環境基準の類型区分と要請限度の区域区分を同一に指定しています。)

この調査結果は、悪臭防止法(昭和46年6月1日法律第91号)に定める嗅覚測定法(三点比較式臭袋法)により県内の事業場等における事業活動で発生する悪臭の実態を把握するとともに、市町村における嗅覚測定法の普及を図るために実施した悪臭調査結果をとりまとめたものです。

## 1 調査の概要

### (1) 調査期間

平成13年7月～平成13年12月

### (2) 調査機関

福島県及びいわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、本宮町、泉崎村、鹿島町

### (3) 調査対象

業種はプラスチック製造業、リネンサプライ業及び鉄物鋳物製造業など7業種8事業場を対象としました。

### (4) 測定方法

「臭気指数の算定の方法(平成7年9月環境庁告示第63号)」に基づき、試料採取、臭気の判定及び臭気指数の算出を行いました。

### (5) 適用基準(別紙参考)

「福島県悪臭防止対策指針(平成10年9月1日施行)」に基づく臭気指数の基準を適用しました。

## 2 調査結果の概要

調査結果の一覧は、別表のとおりとなっています。

### (1) 敷地境界の臭気指数

7業種8事業場で調査した結果、臭気指数は10未満から31の範囲にありました。そのうち県中・県南地区の2事業場(リネンサプライ業、燃料小売業)では、第2種区域の敷地境界線における基準値を超過しました。

### (2) 排出口の臭気指数

県北地区の1事業場(プラスチック製造業)で調査した結果、臭気指数は30となり、第2種区域の排出口における基準値以下でした。

## 3 まとめ

今回、福島県悪臭防止対策指針による基準値を超えた2事業場については、悪臭防止対策として、悪臭原因物の適正処理や悪臭防止施設の適正な維持管理などを当該市町村から事業者に対して指導しています。

平成 1 3 年 度 悪 臭 発 生 源 実 態 調 査 結 果 表

( 別 表 )

N0	業 種	地 区	悪 臭 防 止 対 策 指 針 指 示 区 域 の 区 分	臭 気 の 質	試 料 採 取 場 所	採 取 月	臭 気 指 数	適 用 基 準	適 否
1	プラスチック製品製造業	県北	第 2 種	シンナー臭	敷地境界(東側)	7 月	< 10	15	適
				シンナー臭	排出口	7 月	30	33	適
2	リネンサプライ業	県中	第 3 種	洗剤臭	敷地境界(北側)	10 月	31	18	不適
				洗剤臭	敷地境界(北東側)	10 月	30	18	不適
3	鉄物鋳物業	県南	第 2 種	鋳物臭	敷地境界(南側)	9 月	< 10	15	適
				鋳物臭	敷地境界(北側)	9 月	< 10	15	適
4	燃料小売業	県南	第 2 種	ガス臭	敷地境界(南側)	12 月	17	15	不適
				ガス臭	敷地境界(北東側)	12 月	13	15	適
				ガス臭	敷地境界(東側)	12 月	15	15	適
5	自動車・同附属品製造業	会津	第 2 種	金属臭	敷地境界(北側)	8 月	< 10	15	適
6	養豚業	相双	第 2 種	糞尿臭	敷地境界(西側)	7 月	12	15	適
				糞尿臭	敷地境界(南側)	7 月	< 10	15	適
7	金属製品製造業	いわき	-	塗料臭	敷地境界(北側)	8 月	13	-	-
				塗料臭	敷地境界(南側)	8 月	12	-	-
8	プラスチック製品製造業	いわき	-	有機溶剤臭	敷地境界(北側)	9 月	21	-	-
				有機溶剤臭	敷地境界(東側)	9 月	16	-	-

いわき地区は福島県悪臭防止対策指針の適用地域でないため、同指針の基準は適用されない。

## 福島県悪臭防止対策指針

### (趣旨)

第1条 この指針は、福島県生活環境の保全等に関する条例（平成8年福島県条例第32号）第77条の規定に基づき、工場又は事業場（以下「工場等」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭の防止に関し、工場等の設置者が準拠すべき事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この指針において「悪臭」とは、工場等における事業活動に伴って発生するにおいてあって、県民の生活環境を損なうおそれのある不快なものをいう。

### (適用地域)

第3条 この指針の適用地域は、県内全域とする。

ただし、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第4条第2項に規定する区域及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の中核市の区域を除く。

### (基準)

第4条 工場等の設置者が当該工場等における事業活動に伴って発生する悪臭の防止に関し準拠すべき基準は、別表のとおりとする。

### (測定方法)

第5条 この指針における悪臭の測定は、臭気指数の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号）に定める方法により行うものとする。

### 附 則

この指針は、平成10年 9月 1日から施行する。

(参考)

福島県悪臭防止対策指針の基準

(単位 臭気指数)

区 域 の 区 分	工場等の敷地の境界線の地表における基準	工場等の煙突その他の気体排出施設の排出口における基準		
		地上5m以上30m未満の高さ	地上30mから50m未満の高さ	地上50m以上の高さ
第1種区域 悪臭防止法第3条の規定により知事が指定した規制地域(以下「規制地域」という。)のうちA区域並びに規制地域以外の地域であって、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域(以下「用途地域」という。)のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域	10	28	30	33
第2種区域 規制地域のうちB区域並びに規制地域以外の地域であって、用途地域のうち商業地域及び準工業地域並びに用途地域以外の地域	15	33	35	38
第3種区域 規制地域のうちC区域並びに規制地域以外の地域であって、用途地域のうち工業地域及び工業専用地域	18	36	38	41

備考 この基準は、工場等における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である気体の臭気指数の許容限度とする。

## 1 調査の目的

公害苦情調査は、公害紛争処理法第49条の2の規定に基づき実施するもので、全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口が受け付けた公害苦情（典型7公害以外の苦情を含む。）の件数や処理状況等を把握することにより、公害苦情の実態を明らかにし、公害対策等の基礎資料を提供するとともに、公害苦情処理事務の円滑な運営に資することを目的としています。

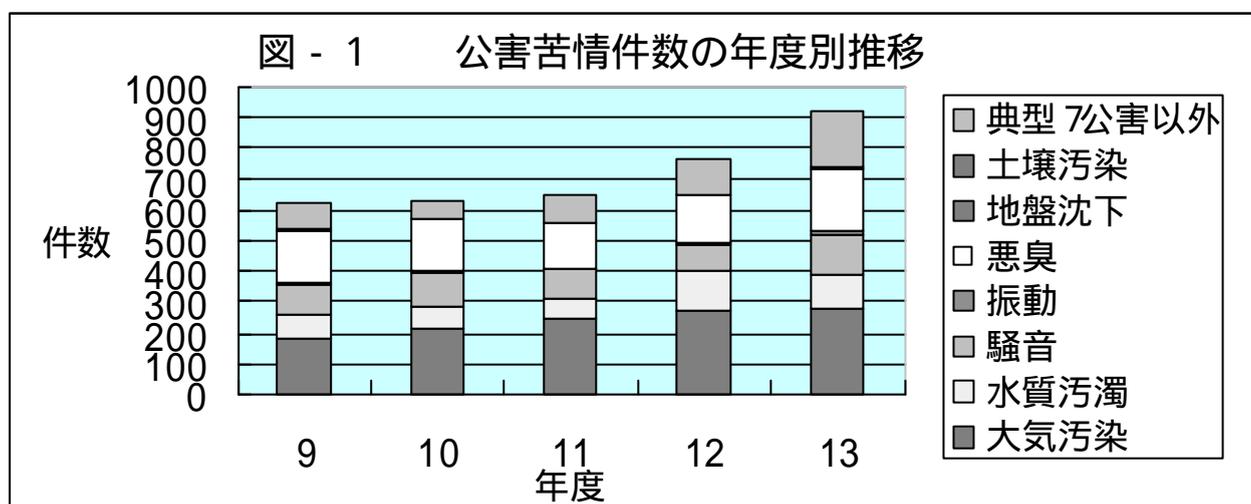
## 2 公害苦情の概況

平成13年度に県及び市町村が新たに受理した公害苦情総件数は920件で、前年度に比べて153件増加（増加率19.9%）しました。増加した主なものは、典型7公害の「悪臭」（50件増加）と「騒音」（40件増加）及び典型7公害以外（65件増加）などです。

「悪臭」については、「漠然とだが異臭がする」という苦情が増えています。

「騒音」については、工事現場や製造工場の排出音に対する苦情が増えています。原因が多様化してきています。

典型7公害以外の苦情では不法投棄に対する苦情が増えています。（表-1、図-1、2、3）



## 3 公害の種類別苦情件数

### (1) 典型7公害の種類別苦情件数

典型7公害の種類別の苦情件数は、「大気汚染」が278件（公害苦情総件数の30.2%）で最も多く、次いで「悪臭」が202件（同22.0%）、「騒音」が130件（同14.1%）、「水質汚濁」が113件（同12.3%）、「振動」が12件（同1.3%）、「土壌汚染」が4件（同0.4%）で、「地盤沈下」に関する苦情はありませんでした。

ア 「大気汚染」の苦情件数は、278件で前年度に比べて6件増加（増加率2.2%）しました。これは、「製造業」、「サービス業」では苦情が減少しましたが、「卸売・小売業」、「家庭生活」などでは増加したためです。

イ 「水質汚濁」の苦情件数は、113件で前年度に比べて14件減少（同11.0%）しました。これは、「畜産・養蚕農業」、「食料品・飲料等製造業」などに関する苦情が減少したためです。

図 - 2 公害の種類別苦情件数の構成比（平成13年度）

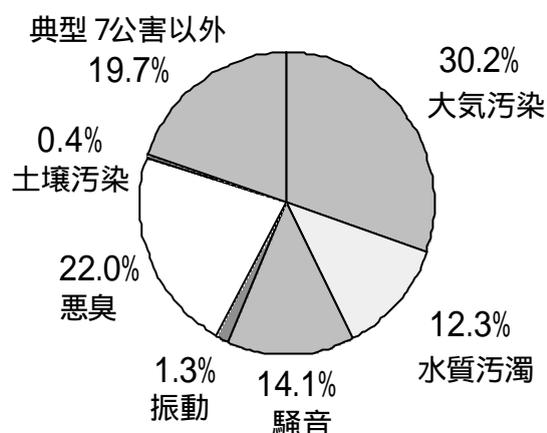
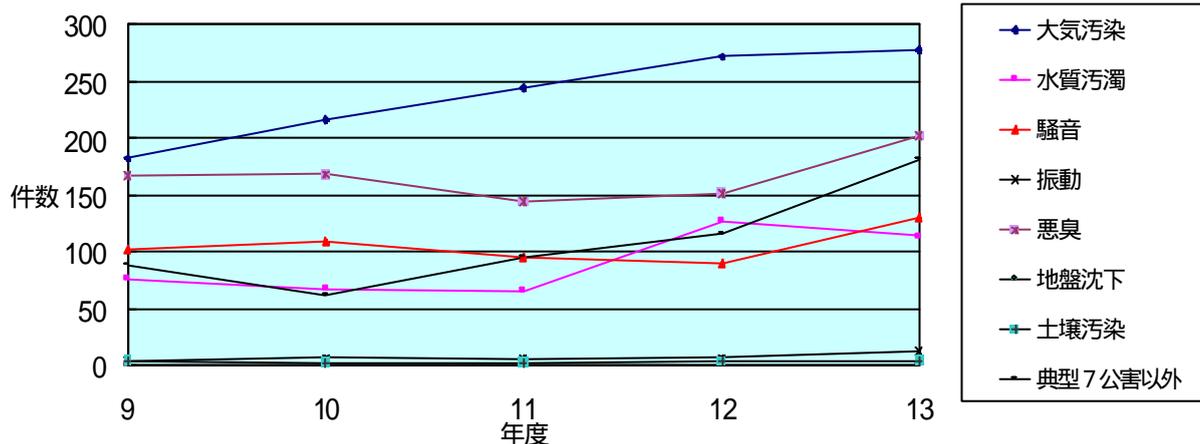


図 - 3 公害の種類別苦情件数の過去5年間の推移



- ウ 「騒音」の苦情件数は、130件で前年度に比べて40件増加（同44.4%）しました。これは、「建設業（総合工事業）」などに関する苦情が増加したこともありましたが、種々の発生源でそれぞれ微増したためです。
- エ 「振動」の苦情件数は、12件で前年度に比べて5件増加（同71.4%）しました。
- オ 「悪臭」の苦情件数は、202件で前年度に比べて50件増加（同32.9%）しました。これは、主に「耕種農業」などに関する苦情が増加したためです。
- カ 「地盤沈下」の苦情は、前年度に引き続きありませんでした。（平成3年度以降なし。）
- キ 「土壌汚染」の苦情は、4件で前年度に比べて1件増加（同33.3%）しました。

表 - 1 公害の種類別苦情件数の推移及び構成比

種類 年度		典 型 7 公 害							小 計	典 型 7 公 害 以 外	合 計	前 年 比 (%)
		大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	地 盤 沈 下	土 壌 汚 染				
苦 情 件 数	9 年度	182	76	103	4	167	0	4	536	88	624	3.3
	10 年度	216	68	109	7	168	0	2	570	62	632	1.3
	11 年度	244	66	95	5	144	0	2	556	95	651	3.0
	12 年度	272	127	90	7	152	0	3	651	116	767	17.8
	13 年度	278	113	130	12	202	0	4	739	181	920	19.9
構 成 比 (%)	9 年度	29.2	12.2	16.5	0.6	26.8	0.0	0.6	85.9	14.1	100	
	10 年度	34.2	10.8	17.2	1.1	26.6	0.0	0.3	90.2	9.8	100	
	11 年度	37.5	10.1	14.6	0.8	22.1	0.0	0.3	85.4	14.6	100	
	12 年度	35.5	16.6	11.7	0.9	19.8	0.0	0.4	84.9	15.1	100	
	13 年度	30.2	12.3	14.1	1.3	22.0	0.0	0.4	80.3	19.7	100	

(2) 典型 7 公害以外の種類別苦情件数

典型 7 公害以外の苦情件数を種類別に見ると、「不法投棄」が 76 件（典型 7 公害以外の苦情件数に占める割合 42.0%）、「害虫等の発生」が 15 件（同 8.3%）、「その他」が 79 件（同 43.6%）などとなっています。（表 - 2）

ア 「不法投棄」の苦情内容は、粗大ごみなどの一般廃棄物及び建設廃材などの産業廃棄物の不法投棄などに関する苦情です。

イ 「害虫等の発生」の苦情内容は、たい肥及び雑草の繁茂による蚊、ハエ、毛虫などの害虫の発生や蟻、ごきぶり、ヤスデなどのいわゆる不快昆虫の大量発生に関する苦情です。

ウ 「その他」の苦情内容は、典型 7 公害以外の苦情のうち、雑草等の繁茂、雑草等の花粉の浮遊、樹木等による通行障害、倒木の危険などに関する苦情です。

表 - 2 典型7公害以外の種類別苦情件数の推移及び構成比

種類		通風 障害	光害	電波 障害	土砂 の 散乱	土砂 の 流出	不法 投棄	ふん ・尿 の害	害虫 等の 発生	火災 の 危険	動物 死骸 放置	その 他	合 計
苦 情 件 数	9年度	0	1	0	1	0	11	4	41	4	0	26	88
	10年度	0	0	0	0	2	5	0	2	0	0	53	62
	11年度	0	0	3	1	1	19	7	12	3	0	49	95
	12年度	1	2	0	0	4	15	9	18	3	3	61	116
	13年度	0	0	2	1	0	76	3	15	4	1	79	181
構 成 比 (%)	9年度	0.0	1.1	0.0	1.1	0.0	12.5	4.6	46.6	4.6	0.0	29.5	100
	10年度	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	8.1	0.0	3.2	0.0	0.0	85.5	100
	11年度	0.0	0.0	3.1	1.1	1.1	20.0	7.4	12.6	3.1	0.0	51.6	100
	12年度	0.9	1.7	0.0	0.0	3.4	12.9	7.8	15.5	2.6	2.6	52.6	100
	13年度	0.0	0.0	1.1	0.6	0.0	42.0	1.6	8.3	2.2	0.6	43.6	100

4 公害の発生源別苦情件数

(1) 典型7公害の発生源別苦情件数

典型7公害の苦情件数を発生源別に見ると、「家庭生活」に関するものが83件（公害苦情総件数の11.2%）で最も多く、次いで「建設業（その他の工事業）」に関するものが71件（同9.6%）、「建設業（総合工事業）」に関するものが47件（同6.4%）、「卸売・小売業」に関するものが35件（同4.7%）などとなっています。（表-3）

「大気汚染」、「水質汚濁」、「騒音」及び「悪臭」の種類毎の発生源別苦情件数（その他・不明を除く。）は概ね次のとおりです。

ア 「大気汚染」の発生源別苦情件数は、「建設業（その他の工事業）」に関するものが38件（大気汚染に関する公害苦情件数の13.7%）で最も多く、次いで「家庭生活」に関するものが34件（同12.2%）、「木材・木製品製造業」に関するものが25件（同9.0%）などとなっています。

イ 「水質汚濁」の発生源別苦情件数は、「食料品・飲料等製造業」に関するものが10件（水質汚濁に関する公害苦情件数の8.8%）で最も多く、次いで「飲食店」に関するものが8件（同7.1%）などとなっています。

ウ 「騒音」の発生源別苦情件数は、「建設業（その他の工事業）」に関するものが16件（騒音に関する公害苦情件数の12.3%）で最も多く、次いで「建設業（総合工事業）」に関するものが14件（同10.8%）などとなっています。

エ 「悪臭」の発生源別苦情件数は、「家庭生活」に関するものが39件（悪臭に関する公害苦情件数の19.3%）と最も多く、次いで「耕種農業」に関するものが18件（同8.9%）、「畜産・養蚕農業」に関するものが15件（同7.4%）などとなっています。

表 - 3 公害の発生源別苦情件数（平成13年度）

	典 型 7 公 害								典型7 公害以外	合計	構成比	
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計				
農耕種農業	6	1	0	4	0	0	18	29	7	36	3.9%	
畜産・養蚕農業	0	7	0	0	0	0	15	22	3	25	2.7%	
業農業・園芸サービス業	6	1	0	4	1	0	4	16	1	17	1.8%	
非金属鉱業	1	0	0	1	0	0	0	2	0	2	0.2%	
建設総合工事業	21	2	1	14	0	0	9	47	1	48	5.2%	
設その他の工事業	38	3	0	16	7	0	7	71	2	73	7.9%	
製 造 業	食料品・飲料等製造業	6	10	0	5	0	0	10	31	1	32	3.5%
	繊維工業	0	2	0	0	0	0	1	3	0	3	0.3%
	木材・木製品製造業	25	0	0	6	0	0	0	31	0	31	3.4%
	パルプ・紙・紙加工品製造	1	2	0	2	0	0	2	7	0	7	0.8%
	化学工業	9	1	0	2	0	0	7	19	0	19	2.1%
	プラスチック製品製造業	2	0	0	1	0	0	3	6	0	6	0.7%
	窯業・土石製品製造業	5	1	0	3	0	0	3	12	0	12	1.3%
	鉄鋼・非鉄・金属製品製造	7	4	0	8	0	0	4	23	0	23	2.5%
	機械器具製造業	3	0	0	3	0	0	1	7	0	7	0.8%
	その他の製造業	7	3	0	4	0	0	8	22	0	22	2.4%
電気・ガス熱供給業	3	0	0	0	0	0	1	4	0	4	0.4%	
水道業	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.1%	
運 輸 ・ 通 信	鉄道業	3	1	0	2	0	0	6	0	6	0.7%	
	道路旅客運送業	1	0	0	1	0	0	2	0	2	0.2%	
	道路貨物運送業	9	2	0	2	0	0	0	13	0	13	1.4%
	その他運輸・通信業	1	0	0	0	1	0	1	3	0	3	0.3%
再生資源卸売業	4	4	0	0	0	0	2	10	1	11	1.2%	
卸売・小売業	18	4	0	6	1	0	6	35	1	36	3.9%	
飲食店	0	8	0	3	0	0	6	17	0	17	1.8%	
飲食店のカラオケ	0	0	0	5	0	0	0	5	0	5	0.5%	
サ ・ ビ ス 業	洗濯・理容・浴場業	3	1	0	0	0	0	1	5	0	5	0.5%
	駐車場業	2	0	0	0	0	0	0	2	1	3	0.3%
	生活関連サービス業	0	0	0	1	0	0	1	2	0	2	0.2%
	旅館・その他宿泊所	2	3	0	3	0	0	1	9	0	9	1.0%
	娯楽業	1	0	0	2	0	0	2	5	1	6	0.7%
	娯楽業のカラオケ	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0.1%
	ゴルフ場	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0.1%
	自動車整備業	17	1	0	2	0	0	12	32	2	34	3.7%
	機械・家具等修理業	3	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0.3%
	専門サービス業	0	0	0	1	0	0	1	2	0	2	0.2%
業	廃棄物処理業	9	3	0	4	0	0	6	22	4	26	2.8%
	医療業・保健衛生	2	1	0	1	0	0	2	6	0	6	0.7%
	社会保険・社会福祉	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.1%
	教育・学術研究機関	1	0	0	5	0	0	0	6	0	6	0.7%
	その他のサービス業	3	4	0	3	0	0	1	11	0	11	1.2%
公務	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0.2%	
家庭生活	34	5	1	4	0	0	39	83	17	100	10.9%	
家庭生活のペット	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0.2%	
事務所	2	0	0	0	0	0	0	2	5	7	0.8%	
道路	0	0	1	4	0	0	2	7	22	29	3.2%	
空地	2	0	0	0	0	0	0	2	68	70	7.6%	
公園	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0.2%	
神社・寺院等	3	0	0	1	0	0	1	5	0	5	0.5%	
その他	6	7	0	3	1	0	10	27	30	57	6.2%	
不明	10	31	1	3	1	0	15	61	8	69	7.5%	
合計	278	113	4	130	12	0	202	739	181	920	100.0%	

(2) 典型7公害以外の発生源別苦情件数

典型7公害以外の公害に関する苦情を発生源別（その他、不明を除く。）に見ると、「空地」に関するものが68件（典型7公害以外の公害苦情件数の37.6%）と最も多く、次いで「道路」に関するものが22件（同12.2%）、「家庭生活」に関するものが17件（同9.4%）などとなっています。

5 公害苦情の発生地域別件数

典型7公害の被害の発生地域別の苦情件数は、都市計画法の都市計画区域においては685件でしたが、用途地域別に見ると、「住居地域」が278件（典型7公害の苦情件数の37.6%）と最も多く、次いで「工業系地域」の138件（同18.7%）、「商業系地域」の58件（同7.8%）の順となっています。（表-4）

表-4 典型7公害に係る被害発生地域別苦情件数の推移

区域 年度	都市計画法による都市計画区域										都市計画区域外	合計		
	住居地域	近隣商業地域	商業地域	商業系地域計	準工業地域	工業地域	工業専用地域	工業系地域計	市街化調整区域	その他の区域			小計	
苦情件数	9	230	23	19	42	28	42	19	89	87	29	477	59	536
	10	234	12	27	39	54	28	13	95	96	43	507	63	570
	11	232	14	19	33	38	53	9	100	96	41	502	54	556
	12	227	19	21	40	39	70	22	131	92	84	574	77	651
	13	278	18	40	58	57	65	16	138	107	104	685	54	739
構成比 (%)	9	42.9	4.3	3.6	7.9	5.2	7.8	3.6	16.6	16.2	5.4	89.0	11.0	100
	10	41.1	2.1	4.7	6.8	9.5	4.9	2.3	16.7	16.8	7.5	88.9	11.1	100
	11	41.7	2.5	3.4	5.9	6.8	9.5	1.6	18.0	17.3	7.4	90.3	9.7	100
	12	34.9	2.9	3.2	6.2	6.0	10.8	3.4	20.1	14.1	12.9	88.2	11.8	100
	13	37.6	2.4	5.4	7.8	7.7	8.8	2.2	18.7	14.5	14.1	92.7	7.3	100

6 公害苦情の被害の種類別件数

典型7公害の被害の種類別の苦情件数は、「煙が発生している、きたない、うるさい、臭い」などといった「感覚的・心理的被害」が666件（典型7公害の苦情件数の90.1%）と大半を占めています。（表-5）

表 - 5 典型7公害に係る被害の種類別苦情件数の推移及び構成比

年度		種類	健康被害	財産被害	動・植物被害	感覚的・心理的被害	その他	典型7公害の苦情件数
苦情件数	9年度		2	7	21	497	9	536
	10年度		2	7	9	535	17	570
	11年度		1	7	6	525	17	556
	12年度		1	0	8	622	20	651
	13年度		18	12	12	666	31	739
構成比 (%)	9年度		0.4	1.3	3.9	92.7	1.7	100
	10年度		0.3	1.2	1.6	93.9	3.0	100
	11年度		0.2	1.3	1.1	94.4	3.0	100
	12年度		0.2	0.0	1.2	95.5	3.1	100
	13年度		2.5	1.6	1.6	90.1	4.2	100

7 地区別公害苦情件数

地方振興局別の公害苦情件数は、県中地方が276件（公害苦情総件数の30.0%）と最も多く、次いで、いわき地方の244件（同26.5%）、県南地方の166件（同18.0%）、会津地方の91件（同9.9%）、県北地方の87件（同9.5%）、相双地方の48件（同5.2%）、南会津地方の8件（同0.9%）の順となっています。（表 - 6）

表 - 6 地区別公害苦情件数の推移及び構成比

地区年度	件数								構成比 (%)							
	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	合計	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	合計
9	90	231	36	56	2	34	175	624	14.4	37.0	5.8	9.0	0.3	5.5	28.0	100
10	109	200	36	40	2	59	186	632	17.3	31.7	5.7	6.3	0.3	9.3	29.4	100
11	98	210	85	61	1	32	164	651	15.0	32.3	13.1	9.4	0.1	4.9	25.2	100
12	88	254	114	47	1	70	193	767	11.5	33.1	14.9	6.1	0.1	9.1	25.2	100
13	87	276	166	91	8	48	244	920	9.5	30.0	18.0	9.9	0.9	5.2	26.5	100

8 市町村別公害苦情件数

市町村別の公害苦情件数は、いわき市が244件（公害苦情総件数の26.5%）と最も多く、次いで、郡山市の230件（同25.0%）、矢吹町の110件（同12.0%）、会津若松市の88件（同9.6%）、福島市の79件（同8.6%）の順となっています。（表 - 7）



9 公害苦情処理係属件数

(1) 公害苦情処理係属件数

平成13年度に処理することとなった公害苦情処理係属件数（平成13年度に県又は市町村の公害担当機関が新たに直接受理した件数に、他の機関から移送された件数と前年度からの繰越件数を加え、これから他の機関へ移送した分を差し引いた件数）は938件で、前年度に比べて130件増加（増加率16.1%）しました。（表-8）

そのうち、平成13年度中に処理された苦情は874件で、その処理率は93.2%であり、前年度（93.6%）と比べると0.2ポイント下がりました。

(2) 公害苦情未処理件数

平成13年度末現在、受理後3年以上経過（平成11年3月31日以前に受理）しても未解決となっている、いわゆる未処理件数は18件となっています。その内訳は、悪臭が7件、騒音が4件、大気汚染が3件、水質汚濁が2件、振動及び害虫等の発生がそれぞれ1件となっています。

表-8 公害苦情処理係属件数の推移

区分 年度	公害苦情 処理係属 件数(A) (B)+(C) +(D)・(F)	受 理 件 数			処 理 件 数				処 理 率 (E)÷(A) ×100 (%)
		新規直接 受理件数 (B)	他から 移 送 (C)	前 年 度 から繰越 (D)	直接処理 (E)	他へ 移送 (F)	翌 年 度 へ 繰 越 (G)	その他 (H)	
9	766	612	12	147	630	5	128	8	82.2
10	741	628	4	111	648	2	91	2	87.4
11	732	645	6	83	634	2	91	7	86.6
12	808	755	12	46	756	5	19	33	93.6
13	938	900	20	18	874	8	38	18	93.2

(注) (H)欄の「その他」の主なもの、「原因又は加害行為をした者が不明のとき」などです。

10 今後の対応

公害苦情問題の解決には、住民、事業者、行政が一体となって快適な生活環境づくりを推進することが大切です。

県は、日常的な公害苦情処理を通じて、公害の未然防止対策の一層の推進を図り、県民の健康の保護及び良好な生活環境の保全に努めていきます。

# 福島県化学物質適正管理指針に基づく化学物質 使用量等調査結果について

平成 15 年 3 月  
福島県 環境対策室

## 1 調査の目的

本県では、「福島県生活環境の保全等に関する条例」第7条に基づき、人の健康又は生活環境に影響を生じるおそれのある化学物質について、事業者自らが適正な管理を行い、環境への排出を抑制し、もって化学物質による環境汚染を経由して人等への有害な影響を及ぼすおそれ、すなわち「環境リスク」を総体として低減させることを目的として、「福島県化学物質適正管理指針」(以下「指針」という。)を定め、平成10年9月から施行し、平成13年3月に改正した。

この指針においては、事業者が化学物質を適正に管理するために行う管理規程の作成や化学物質安全管理データシートの整備等を定めている。

この指針を円滑に運用するために、「福島県化学物質適正管理指針実施要領」を定めており、この実施要領に基づき化学物質使用量等について調査を実施したものである。

## 2 調査の概要

### (1) 実施時期

平成13年度(平成13年4月～平成14年3月)における使用量等の実績に係る調査を平成14年10月から11月にかけて、郵送アンケートにより実施した。

### (2) 調査対象事業所

県内の工場・事業場 935 事業所に対して調査を実施した。

< 振興局等別調査対象事業所数 >

振興局等名	事業所数
県北地方振興局	192
県中地方振興局	248
県南地方振興局	111
会津地方振興局	125
南会津地方振興局	20
相双地方振興局	86
いわき地方振興局	153
合 計	935

### (3) 対象化学物質

指針は平成13年3月に改正しており、調査対象とした化学物質は改正後の指針に定められているすべての化学物質 454 物質とした。

なお、以下の別表に示す指針対象化学物質の内訳は、PRTR 法に規定する「第1種指定化学物質」を「1種」で、改正後の指針に定める「管理化学物質」を「管理」で区分した。

### (4) 調査内容

使用量等報告

各指針対象化学物質ごとの取扱状況 ( 使用量・製造量・保管量・廃棄量 )

排出濃度自主監視報告

各指針対象化学物質ごとの環境中への排出量 ( 大気・排水・その他 )

### 3 調査結果

#### (1) 回答状況

発送件数 935 件のうち回答があったのは、602 件（回答率 66.0%）であり、うち 100kg 以上の化学物質の使用のあったのは、525 件（回答のあったうちの 87.2%）であった。

（発送した件数のうち 23 件は廃業、移転先不明等であったことから、回答率は発送件数から廃業、移転等の件数を除いた 912 件により算出した。）

化学物質の使用のあった事業所を製造業と非製造業の別に見ると、製造業は 493 件（93.9%）であり、非製造業は 32 件（6.1%）であった。

#### (2) 化学物質の取扱状況

指针对象である総物質数 454 のうち 292 の物質が取り扱われていた。

取り扱われている 292 物質の内訳は、PRTR 法に規定する「第 1 種指定化学物質」が 213 物質であり、改正後の指針に定める「管理化学物質」が 79 物質であった。

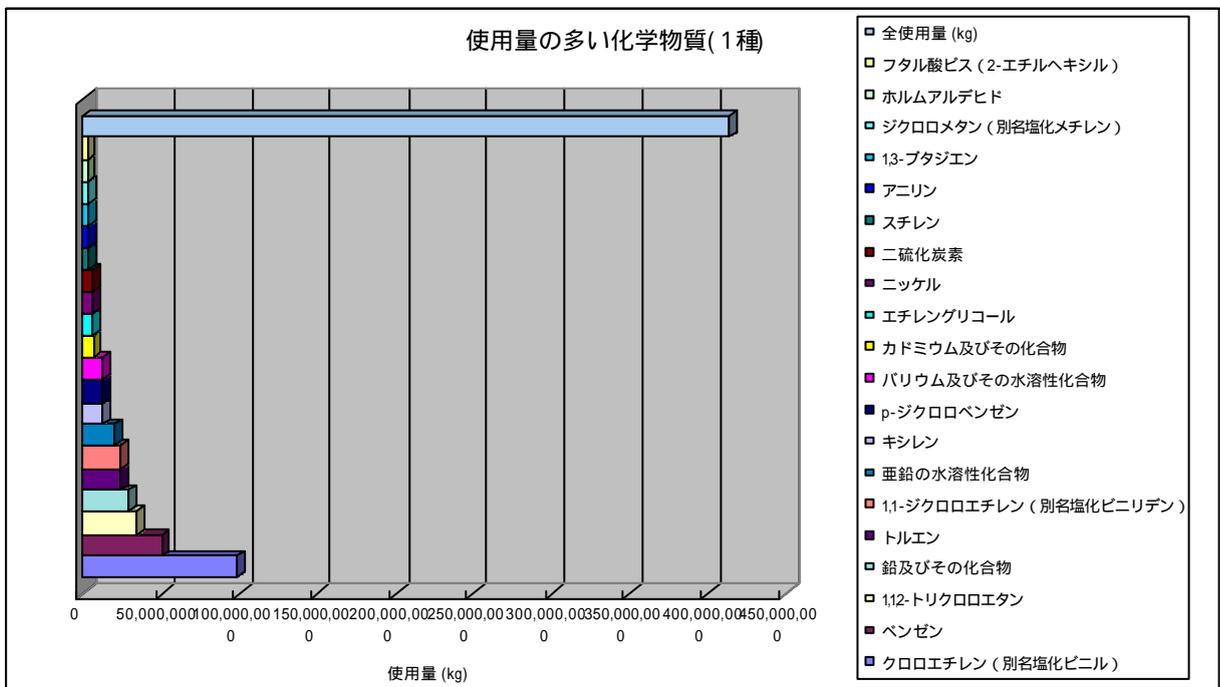
#### (3) 使用量

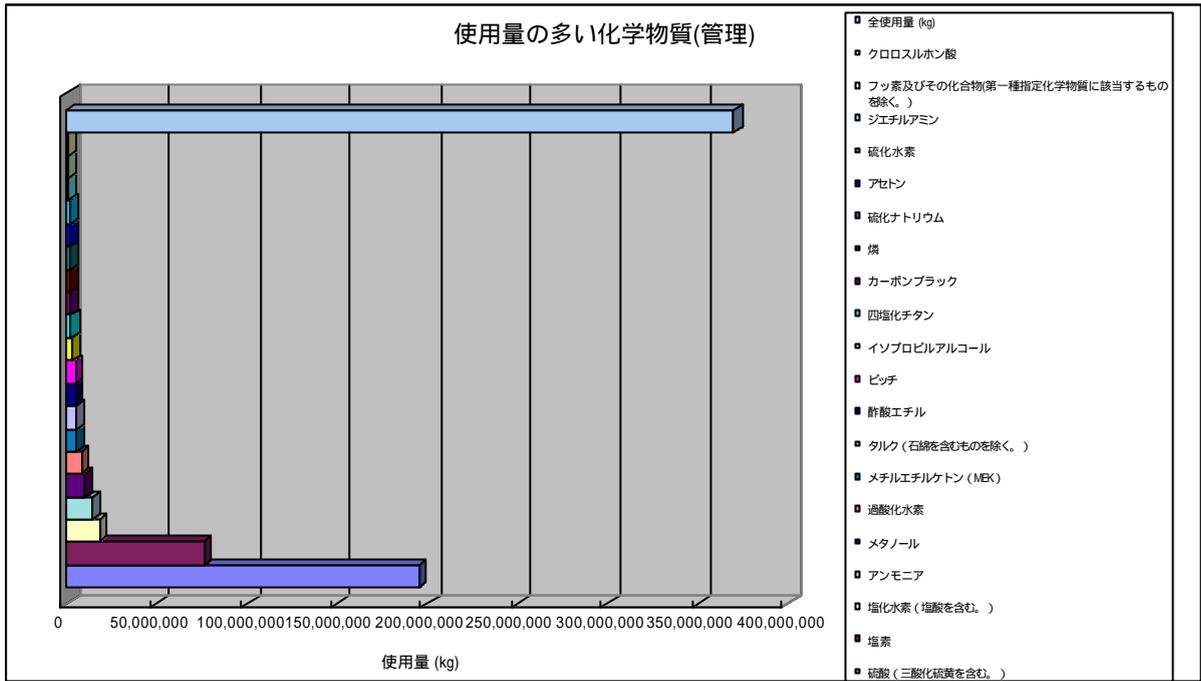
化学物質の使用量の合計は、784,967,539 kg であった。

（1 種：414,427,275 kg、管理：370,540,264 kg）

使用量の多い化学物質は、「第 1 種指定化学物質」では、クロロエチレン（塩化ビニル）、ベンゼン、1,1,2-トリクロロエタンの順であり、「管理化学物質」においては硫酸（三酸化硫黄を含む）、塩素、塩化水素の順であった。

以下に使用量の多い化学物質（上位 20 物質）のグラフ、及び全使用物質の一覧を別表 1 に示す。





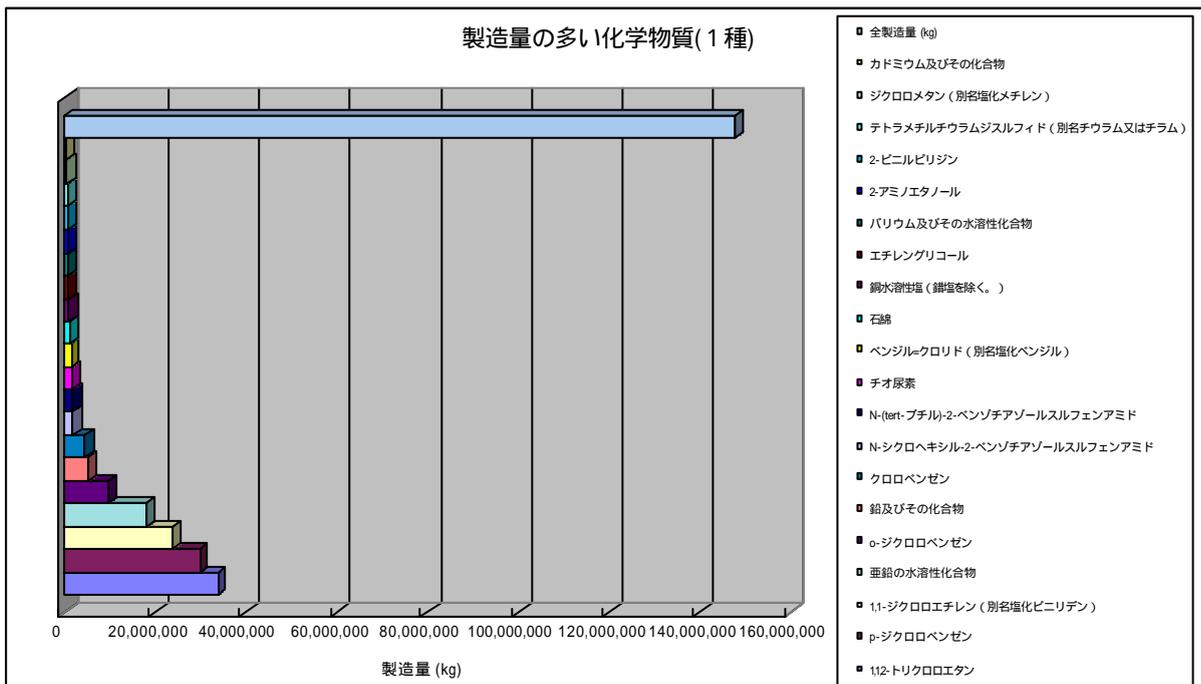
#### (4) 製造量

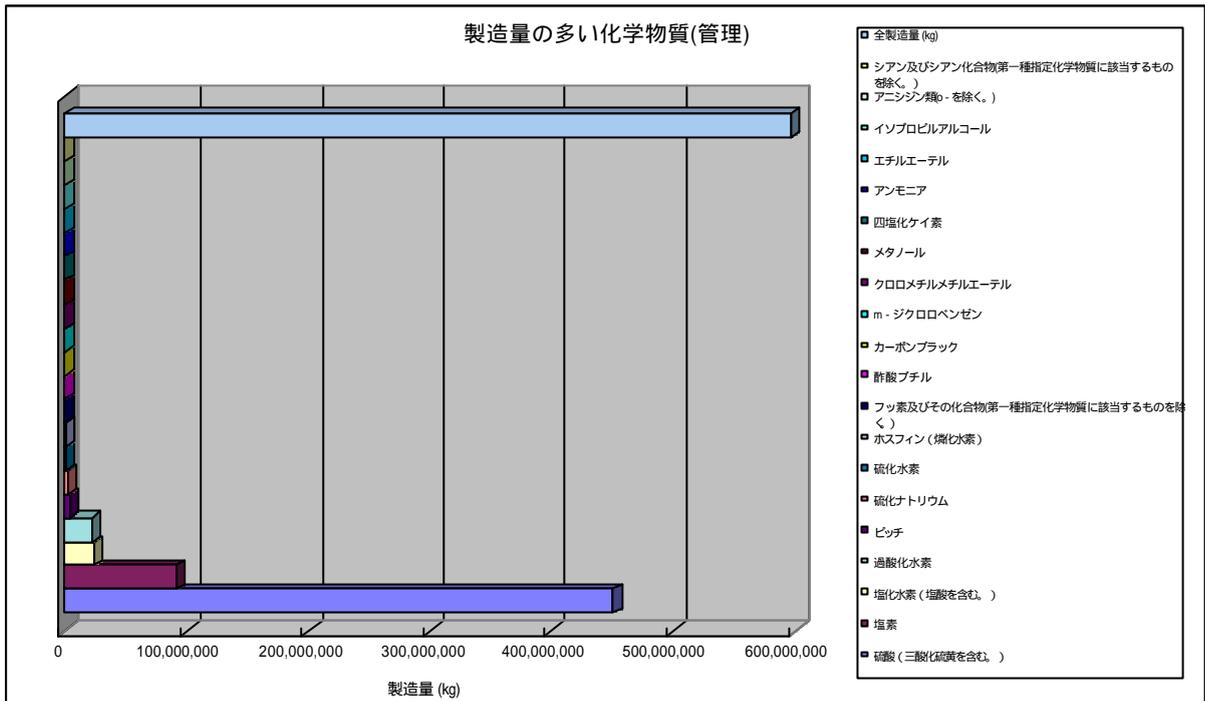
化学物質の製造量の合計は、745,266,362kgであった。

( 1種 : 147,751,851 kg 、 管理 : 597,514,511 kg )

製造量の多い化学物質は、「第1種指定化学物質」では、1,1,2-トリクロロエタン、p-ジクロロベンゼン、1,1-ジクロロエチレン(塩化ビニリデン)の順であり、「管理化学物質」においては硫酸(三酸化硫黄を含む)、塩素、塩化水素(塩酸を含む)の順であった。

以下に製造量の多い化学物質(上位20物質)のグラフ、及び全製造物質の一覧を別表2に示す。





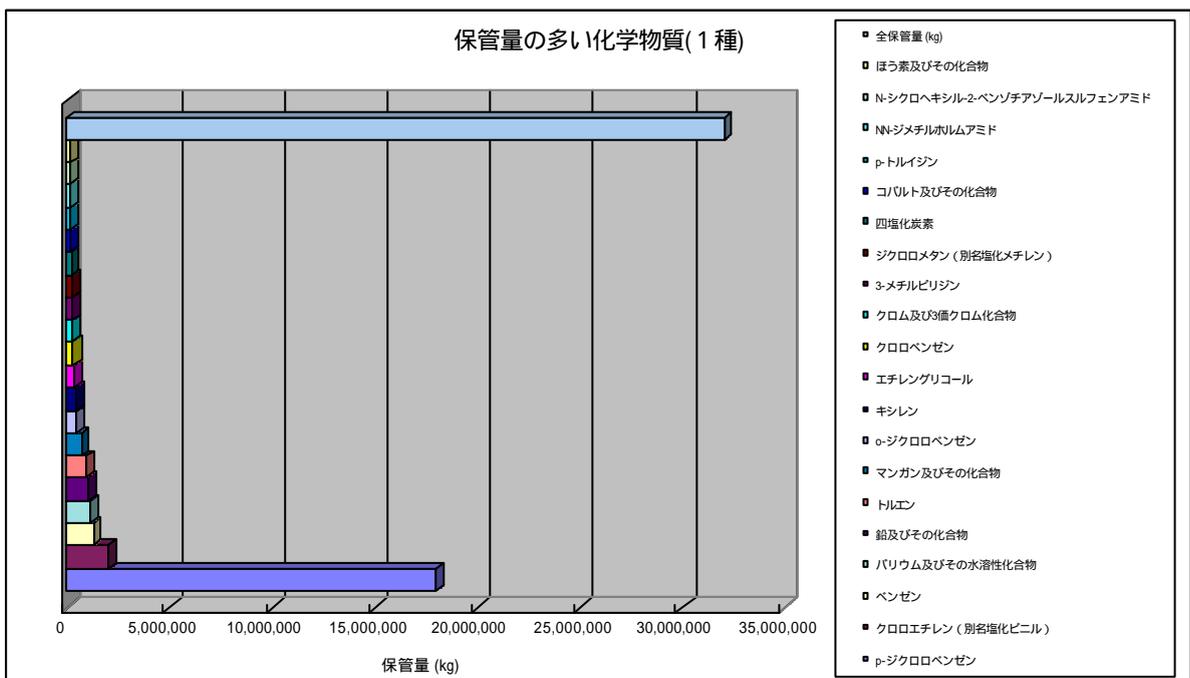
(5) 保管量

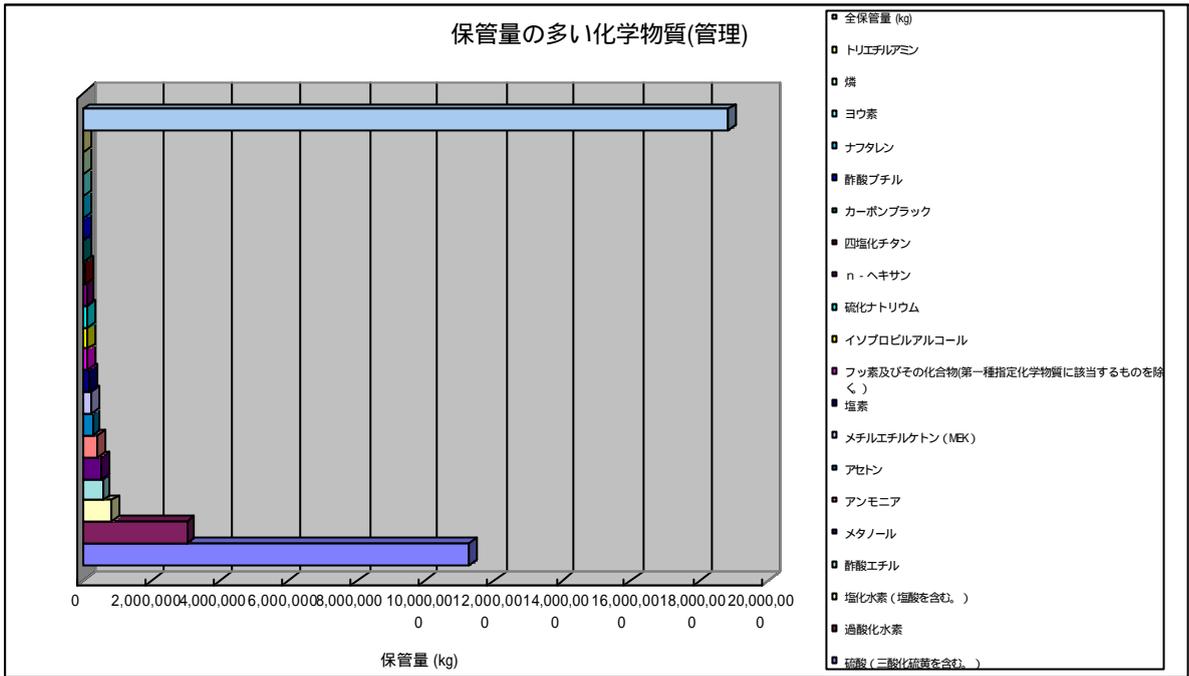
化学物質の保管量の合計は、 50,956,390 kg であった。

( 1 種 : 32,069,735 kg 、 管理 : 18,886,655 kg )

保管量の多い化学物質は、「第1種指定化学物質」では、p-ジクロロベンゼン、クロロエチレン(塩化ビニル)、ベンゼンの順であり、「管理化学物質」においては硫酸(三酸化硫黄を含む)、過酸化水素、塩化水素(塩酸を含む)の順であった。

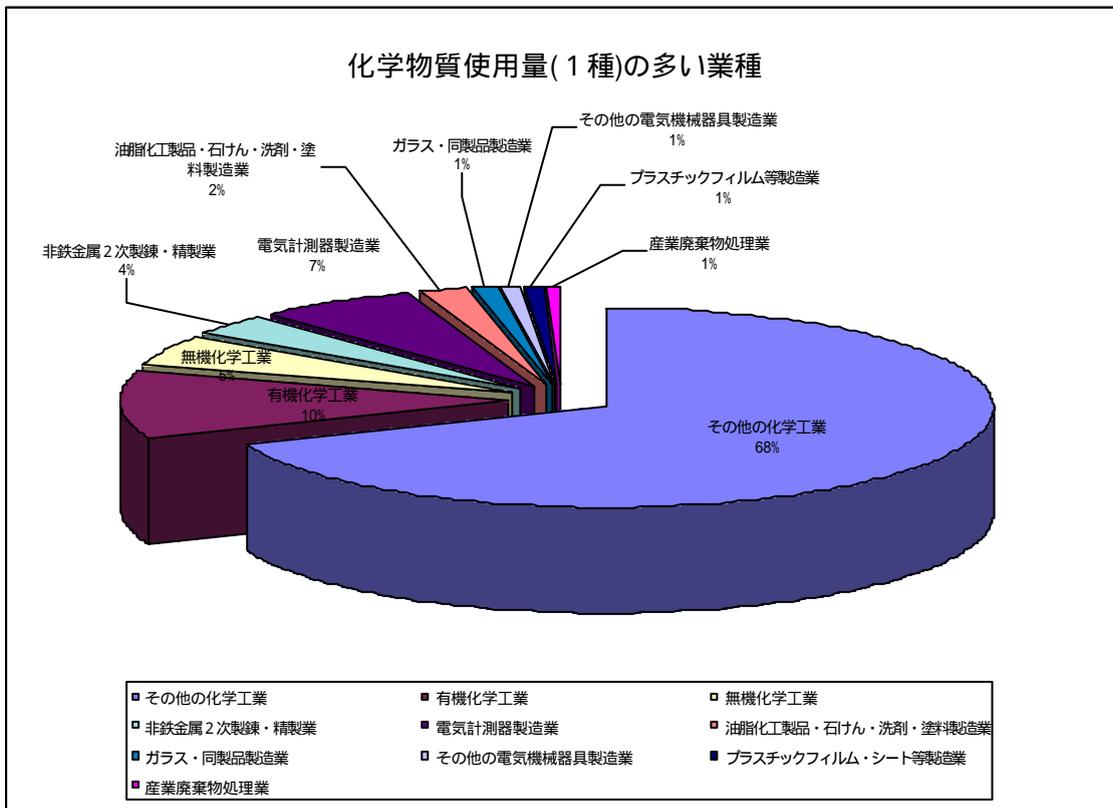
以下に保管量の多い化学物質(上位20物質)のグラフ、及び全保管物質の一覧を別表3に示す。

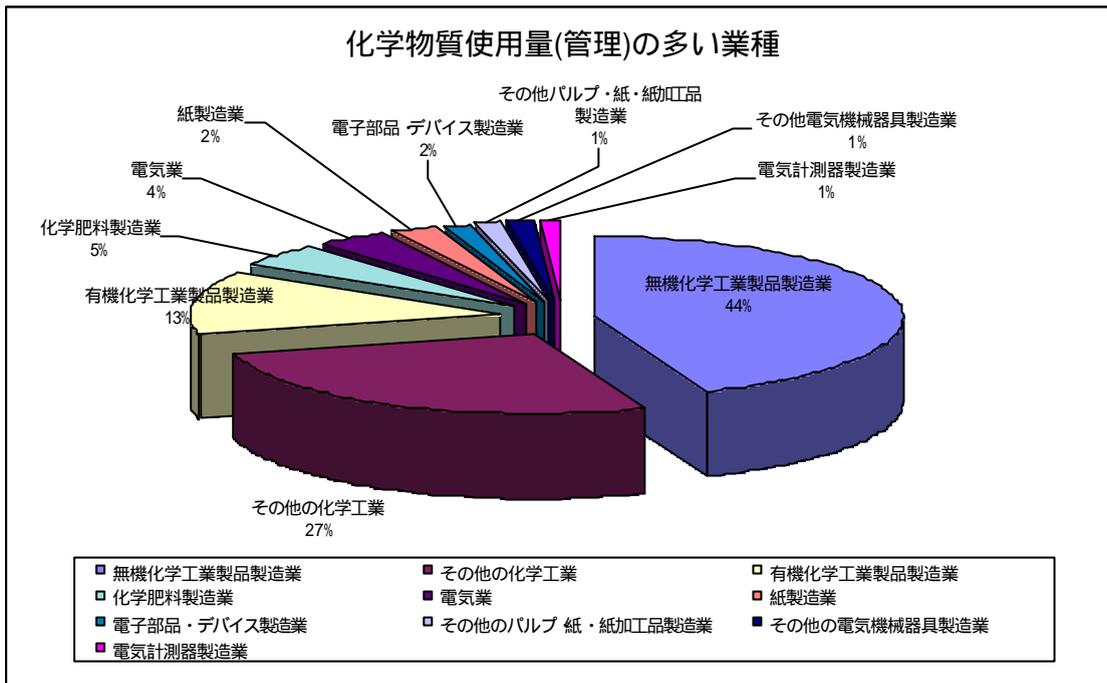




#### (6) 業種別使用量

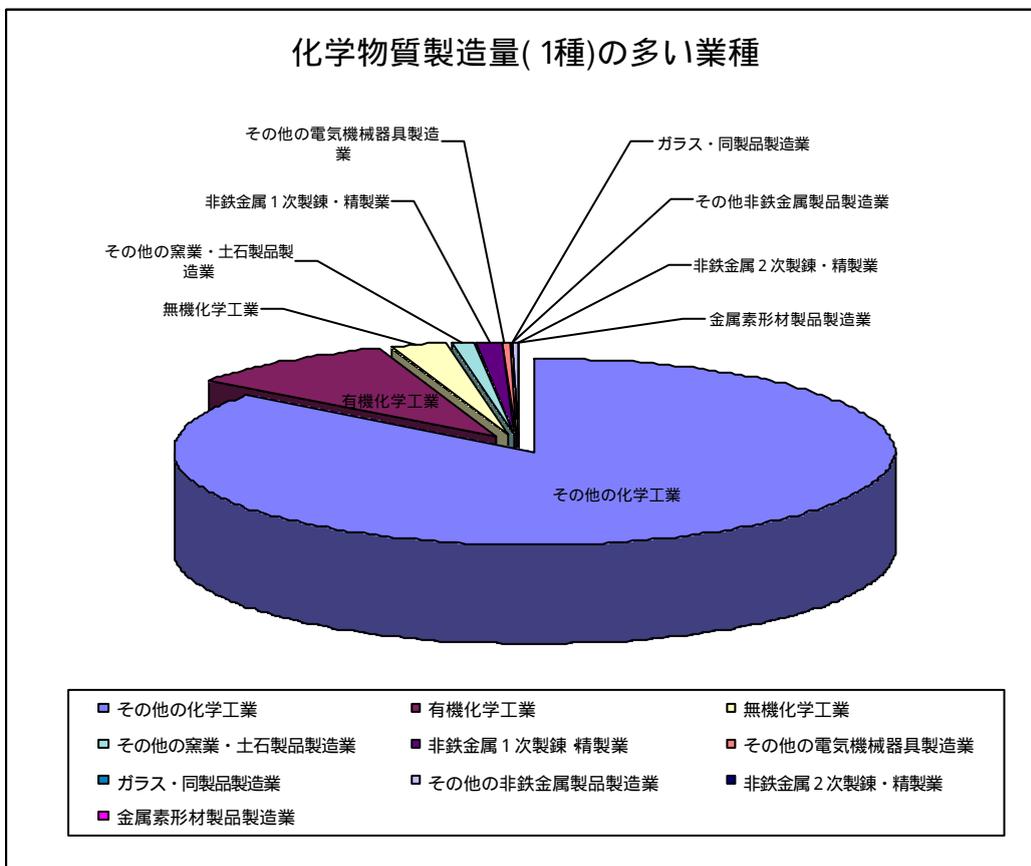
業種別に化学物質の使用量をみると、「第1種指定化学物質」では、その他の化学工業、有機化学工業、無機化学工業の順に多く、「管理化学物質」においては、無機化学工業、その他の化学工業、有機化学工業、の順であり化学工業関連業種が全体のほぼ8割強を占めている。以下に化学物質の使用量の多い業種(上位10業種)の円グラフ及び別表4に化学物質使用量・製造量(1種)を示す。

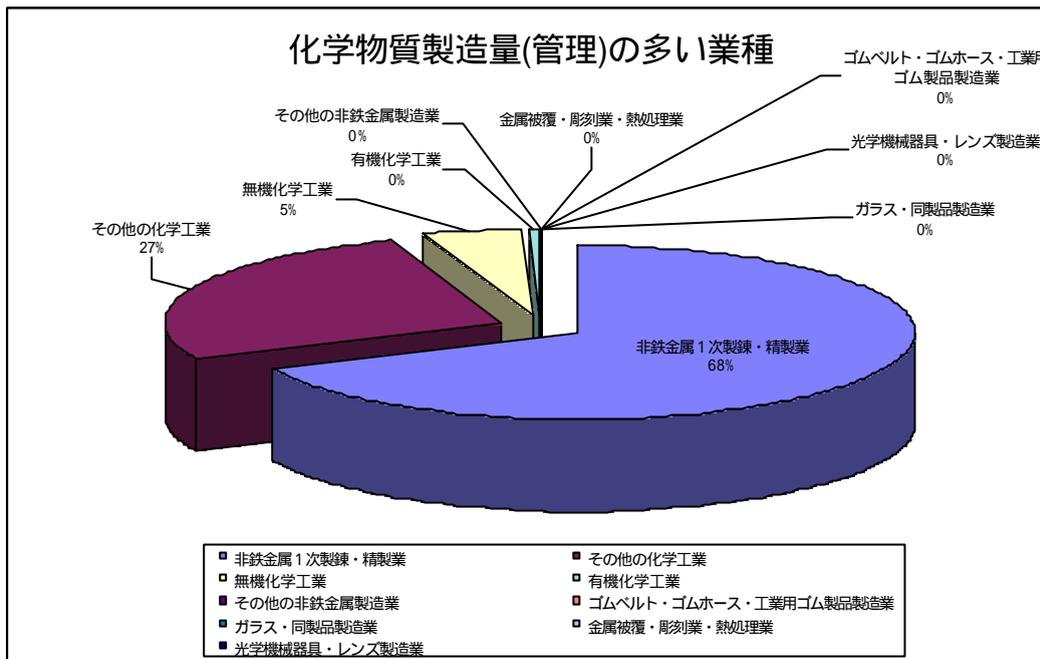




(7) 業種別製造量

業種別に化学物質の製造量をみると、「第1種指定化学物質」では、その他の化学工業、有機化学工業、無機化学工業の順に多く、「管理化学物質」においては、非鉄金属1次製錬業、その他の化学工業、無機化学工業の順であり、使用量と同様に化学工業関連業種が全体のほぼ8割強を占めている。以下に化学物質の製造量の多い業種(上位10業種)の円グラフ及び別表5に化学物質使用量・製造量(管理)を示す。



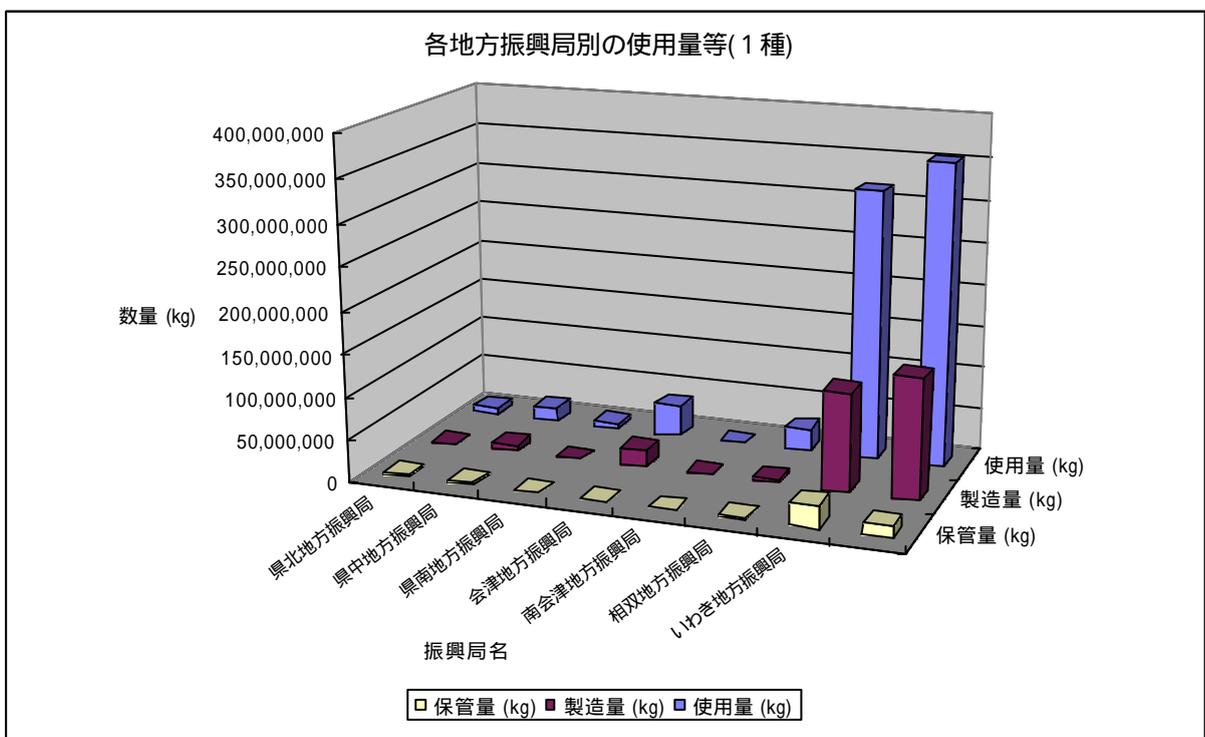


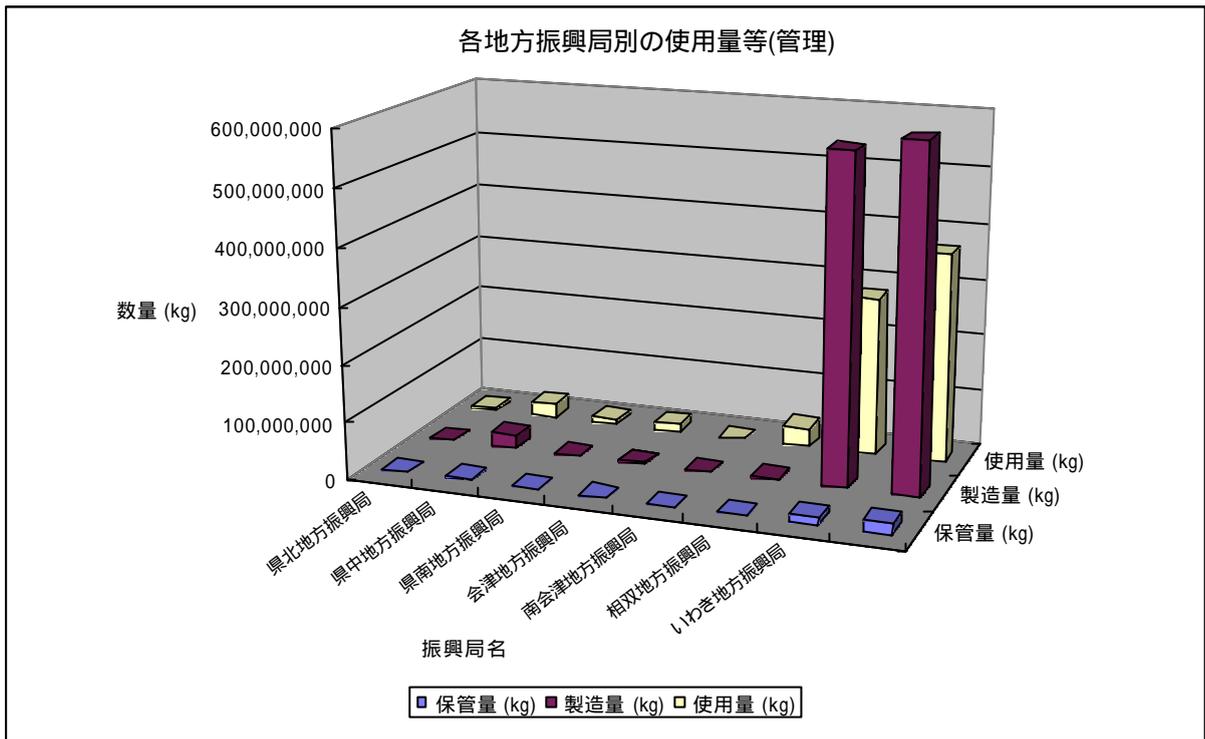
(8) 地方振興局別の使用量等

地方振興局別に化学物質の使用量等をみると、使用量・製造量・保管量ともいわき地方振興局が非常に多く、いずれの量ともいわき地方振興局が7地方振興局合計の70～90%を占めている。

また、県北地方振興局と南会津地方振興局については、対象化学物質のうち「第1種指定化学物質」及び「管理化学物質」とも製造量はなく、県南地方振興局では「管理化学物質」に係る製造量がなかった。

各地方振興局ごとの化学物質使用量等を以下のグラフ及び別表6に示す。





#### 4 まとめ

(1) 今回の調査は、改正後の「福島県化学物質適正管理指針」に定められている指针对象化学物質である 454 物質について平成 13 年度中における使用量等を調査したものである。

調査の結果、対象物質の 454 物質中、292 物質が県内各事業場・工場等で取り扱われており、これらのうち 213 物質が PRTR 法対象の「第 1 種指定化学物質」であり、残りの 79 物質が「管理化学物質」であった。

(2) 「第 1 種指定化学物質」を取り扱っている事業場においては、平成 14 年度から一定の取扱量に達する場合 PRTR 法に基づく届出を行う必要があるが、平成 16 年度からは届出要件である取扱量が 5t から 1t に引き下げられるため、それらの事業所に対して化学物質使用量の把握はもとより排出量等の算定を本年度からの確に行うよう指導する必要がある。

また、残る 79 物質は平成 13 年 4 月に改正された新指針の「管理化学物質」であるため、「第 1 種指定化学物質」と同様に、適正管理を引き続き徹底するよう指導してゆく必要がある。

(3) このため、県としては 4 月からの PRTR 法届出開始に伴い、各事業所が行う排出量、移動量の把握等に関する適正運用を図るとともに、改正指針に基づく化学物質の適正管理徹底を指導することとしており、今後とも継続して化学物質の使用量、製造量等の情報を把握することとしている。

別表4 化学物質の使用量・製造量（1種）の多い業種

業種	業種名	物質区分	使用量の合計	製造量の合計
209	その他の化学工業	特定一種	149,002,296	61,000
		一種	79,677,904	102,919,450
203	有機化学工業製品製造業	一種	35,188,900	11,455,955
		特定一種	33,830	12,000
202	無機化学工業製品製造業	一種	16,630,185	2,938,488
		特定一種	282	1,700
272	非鉄金属第2次製錬 精製業 (非鉄金属合金)	一種	5,899,077	18,860
		特定一種	5,819,299	80,160
307	電気計測器製造業	一種	21,625,965	
		特定一種	119,750	
205	油脂加工製品 石けん 合成洗剤・界面活性	一種	6,792,987	
		特定一種	700	
251	ガラス・同製品製造業	一種	3,111,377	216,900
		特定一種	919	
309	その他の電気機械器具製造業	一種	3,080,808	223,000
		特定一種	2,718	
222	プラスチックフィルム シート・床材・合成皮革	一種	2,340,030	
872	産業廃棄物処理業	一種	2,190,000	
162	造作材 合板 建築用組立材料製造業	一種	2,100,000	
183	加工紙製造業	一種	1,800,000	
308	電子部品・デバイス製造業	一種	1,589,586	14,534
		特定一種	5,106	139
311	自動車・同附属品製造業	一種	1,535,103	
		特定一種	2,826	
231	タイヤ・チューブ製造業	一種	1,451,120	
		特定一種	1,800	
259	■	特定一種	1,411,000	1,411,000
206	医薬品製造業	一種	701,487	
		特定一種	110	
351	電気業	一種	686,912	1,438
255	耐火物製造業	一種	658,020	
274	電線 ケーブル製造業	一種	294,390	
263	製鋼 製鋼圧延業	一種	279,034	
		特定一種	132,471	
271	非鉄金属第1次製錬 精製業	一種	251,330	1,031,100
		特定一種		308,400
全業種の合計量 (kg)			414,427,275	147,751,851

別表5 化学物質の使用量・製造量（管理）の多い業種

業種	業種名	物質区分	使用量の合計	製造量の合計
202	無機化学工業製品製造業	管理	150,259,598	22,346,148
209	その他の化学工業	管理	92,168,138	121,692,200
203	有機化学工業製品製造業	管理	44,115,163	1,379,390
201	化学肥料製造業	管理	15,705,547	
351	電気業	管理	12,729,278	
182	紙製造業	管理	8,005,046	
308	電子部品・デバイス製造業	管理	5,348,260	
189	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	管理	4,787,800	
309	その他の電気機械器具製造業	管理	4,351,211	
307	電気計測器製造業	管理	3,750,703	
271	非鉄金属第1次製錬・精製業	管理	2,341,000	311,495,000
872	産業廃棄物処理業	管理	2,199,870	
279	その他の非鉄金属製造業	管理	2,106,900	310,000
349	他に分類されない製造業	管理	1,907,926	
206	医薬品製造業	管理	1,901,616	
311	自動車・同附属品製造業	管理	1,403,090	
205	油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗	管理	1,381,041	
231	タイヤ・チューブ製造業	管理	798,140	
251	ガラス・同製品製造業	管理	642,918	93,784
266	鉄素形材製造業	管理	620,392	
273	非鉄金属 同合金圧延業（抽伸・押出しを含む）	管理	478,300	
302	民生用電気機械器具製造業	管理	462,217	
272	非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業）	管理	460,835	
259	■	管理	365,582	
261	高炉による製鉄業	管理	235,235	
全業種の合計量（kg）			370,540,264	597,514,511

別表 6\_1 各地方振興局別の化学物質使用量等(1種)

局コード	振興局名	物質区分	使用量の合計	製造量の合計	保管量の合計
1	県北地方振興局	一種	8,526,752	0	843,212
		特定一種	15,683	0	924
		小計	8,542,435	0	844,136
2	県中地方振興局	一種	16,781,762	7,078,460	2,099,663
		特定一種	81,951	77,123	21,533
		小計	16,863,713	7,155,583	2,121,196
3	県南地方振興局	一種	5,763,468	77,500	216,664
		特定一種	16,860	0	2,393
		小計	5,780,328	77,500	219,057
4	会津地方振興局	一種	31,605,258	19,962,591	367,336
		特定一種	5,944,133	69,000	17,992
		小計	37,549,391	20,031,591	385,328
5	南会津地方振興局	一種	105,245	0	13,684
		特定一種	51	0	20
		小計	105,296	0	13,704
6	相双地方振興局	一種	26,106,734	4,388,626	1,596,896
		特定一種	13,968	419	4,415
		小計	26,120,702	4,389,045	1,601,311
7	いわき地方振興局	一種	167,080,892	113,426,012	23,329,970
		特定一種	152,384,519	2,672,120	3,555,033
		小計	319,465,411	116,098,132	26,885,004
全振興局の合計量 (kg)			414,427,275	147,751,851	32,069,735

別表 6\_2 各地方振興局別の化学物質使用量等(管理)

局コード	振興局名	使用量 (kg)	製造量 (kg)	保管量 (kg)
1	県北地方振興局	5,153,126	0	249,205
2	県中地方振興局	26,036,618	22,714,512	3,500,696
3	県南地方振興局	9,268,045	0	265,269
4	会津地方振興局	13,838,276	310,000	517,629
5	南会津地方振興局	4,317	0	582
6	相双地方振興局	34,264,626	1,008,037	1,409,762
7	いわき地方振興局	281,975,257	573,481,962	12,943,512
全振興局の合計量		370,540,264	597,514,511	18,886,655